

第 1 部 平成 18 年度における独立行政法人の状況

1 独立行政法人の制度等

(1) 制度の概要

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち一定のものを担う国とは別の法人格を有する法人である。平成13年に導入されたこの法人制度は、具体的には、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）等に定められており、概要は次のとおりである（基本資料1-1参照）。

① 目標設定と評価

国の行政機関や特殊法人等においては、業務の実施に当たって明確な達成目標を定め、その進捗、達成状況を毎年定期的にチェックし、その結果を次期の業務運営の改善等に反映するという仕組みが制度化されていなかった。これに対し、独立行政法人制度においては、目標管理と事後的な評価が次のように制度化され、重視されている。

- (i) 主務大臣は、3年から5年の期間において、法人が達成すべき業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス等の質の向上、財務内容の改善等に関する明確な中期目標を定め、これを独立行政法人に指示する。
- (ii) 各独立行政法人は、当該期間内に当該中期目標を達成するための具体的な計画（中期計画）を作成し、主務大臣の認可を受ける。
- (iii) 各独立行政法人は、中期計画に定めた事項に関し、毎事業年度において実施すべき事項等を定めた計画（年度計画）を作成して主務大臣に届け出る。
- (iv) 各独立行政法人は、各事業年度における業務の実績について、専門的な知識を持つ第三者評価機関である各府省の独立行政法人評価委員会（以下「府省委員会」という。）の評価を受ける。
- (v) 各独立行政法人は、中期目標期間終了時における事業報告書を大臣に提出し、公表し、業務の実績について府省委員会の評価を受ける。
- (vi) 主務大臣は、中期目標期間終了時に、独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行う。
- (vii) 府省委員会は、(iv)及び(v)の評価だけでなく、(i)の目標設定、(ii)の認可及び(vi)の検討に際し、主務大臣に意見を述べる。
- (viii) 全政府レベルの第三者評価機関である総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）は、(i)から(vii)までに述べた仕組みにおいて、客観かつ厳正な評価や適切な運用を確保するため、(iv)の府省委員会の評価結果について、再評価を行い、必要に応じて府省委員会に意見を述べる。また、(vi)の検討に際し、法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告する。

他方、独立行政法人については、一般的には、従来の所管法人の監督事務において見られたような、法人の個別具体的な業務執行についての主務大臣の指揮監督は制度化されていない。

② 財務

国の一般的な予算管理においては、毎年度事前に予算査定を受け、原則として、他の費目への移用・流用や次年度への繰越しができない等の仕組みとなっている。これに対し、独立行政法人制度においては、例えば、国から交付される運営費交付金については、

予定された用途以外の用途に充てることも可能であり、また、経営努力により生じた剰余金については、主務大臣の承認を受けて中期計画で定められた用途の範囲内で取り崩して使用することができるなど、効率的かつ効果的な財政運営が可能となっている。

他方、財務に関しては、企業会計原則をベースとした独立行政法人会計基準により、法人は毎年度財務諸表等を作成し、公表しなければならない。

③ 組織・人事管理

国の行政機関においては、法令等により組織の名称・数及び組織ごとの定員が定められており、その改廃に当たっては事前の審査・査定や法令等の改正が必要とされている。これに対し、独立行政法人制度においては、法人自らの判断により、業務の繁閑や行政ニーズの動向に応じて効率的かつ効果的な組織編成・人員配置を行うことが可能となっている。また、法人の役職員の給与等については、法人の業績や役職員個人の業績等が反映される仕組みを導入している。

なお、独立行政法人には、業務の性質に応じ、役員及び職員に国家公務員の身分を与える「特定独立行政法人」と、それ以外の独立行政法人（いわゆる「非特定独立行政法人」）があり、前者については、人事管理に関し、国家公務員に係る法制の適用がある。

④ 透明性

国の行政機関や特殊法人等におけるものと比較し、独立行政法人制度においては、法人の組織・業務運営等の透明性が重視されている。中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、監事及び会計監査人の監査結果、府省委員会の評価結果等については、すべて公表が義務付けられており、官報等への公告及び閲覧による公表のほか、ホームページへの掲載などの積極的な公表が求められている。

(2) 発足までの主な経緯

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の一つとして、行政改革会議最終報告（平成9年12月3日）が導入を提言した制度である。その後、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）に制度の基本的な考え方が法定され、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定。基本資料2参照）により、89の国の事務・事業の独立行政法人化の方針等が決定された。

これらを踏まえ、制度面では、平成11年7月、独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定めた通則法が制定され、以降、これを踏まえて関係法令の整備も進められた。他方、個別の独立行政法人の設置については、同年12月に、独立行政法人の設立根拠となる法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた国立公文書館法の一部を改正する法律等59の個別の独立行政法人の設置について定める法律（以下、これらの法律を「個別設置法」と称する。）が制定され（これらに加えて12年5月に独立行政法人教員研修センター法が制定された。基本資料3参照）、さらに、同年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」により、個別設置法の制定まで至っていなかった国の事務・事業についての独立行政法人への具体的な移行方針が定められた（基本資料4参照）。

このような過程を経て、まず独立行政法人国立公文書館（以下、個別の独立行政法人名に

については、正式名称から「独立行政法人」の文字を省略することとする。) 等 57 の独立行政法人が、平成 13 年 4 月に設立された。

(3) 特殊法人等の改革に伴う独立行政法人への移行等

中央省庁等改革においては、各方面から様々な問題点が指摘されてきた特殊法人等の改革も行われており、その中で、国の行政機関が行ってきた事務・事業についての独立行政法人化とは別に、特殊法人等の独立行政法人化も進められた。

まず、平成 9 年 12 月の行政改革会議最終報告に、特殊法人等の事務・事業の「徹底的な見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、独立行政法人制度のねらいとするところがいかされるよう、適切な運営が図られなければならない」との考え方が示された。これを受けて、平成 12 年 12 月の「行政改革大綱」で、特殊法人等については、個別の事業の見直し結果を踏まえ、法人ごとに「当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさわしい組織形態を決定する」こととし、特に、「廃止又は民営化される法人以外の法人について、その事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく独立行政法人への移行を検討する」との方針が決定され、その方針に沿って特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）が制定され、特殊法人等改革を進める機関として、内閣に特殊法人等改革推進本部が設置された。そして、各特殊法人等の個別事業についての徹底した見直し及びそれを踏まえた組織形態の見直しが進められ、平成 13 年 12 月 19 日に、「特殊法人等整理合理化計画」として、廃止・民営化を行うことのできない特殊法人等の事務・事業の大部分が独立行政法人に移行することが閣議決定された（基本資料 5 参照）。

特殊法人等改革推進本部は、平成 14 年 10 月、新独立行政法人の役職員は原則として非公務員とすることなどを内容とする「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」（基本資料 6 参照）を決定し、これを受けて、同本部事務局は 15 年 4 月、新独立行政法人に関する「独立行政法人の中期目標等の策定指針」を各府省に通知した（基本資料 7 参照）。

このような経緯を経て、特殊法人等整理合理化計画の対象特殊法人等のうち、平成 15 年度には 26 特殊法人、12 認可法人が、16 年度には 7 特殊法人が、17 年度には 2 特殊法人が独立行政法人へ移行した。また、同年度には、道路関係四公団民営化関係 4 法に基づき、六つの高速道路株式会社とともに日本高速道路保有・債務返済機構が設立された。18 年度には、特殊法人年金資金運用基金が独立行政法人である「年金積立金管理運用」に、19 年 4 月には、特殊法人住宅金融公庫が住宅金融支援機構に移行した。

表 1-1 特殊法人等整理合理化計画の対象特殊法人等のうち、独立行政法人へ移行したもの

設立された独立行政法人	廃止された機関・法人等
国民生活センター (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 国民生活センター
北方領土問題対策協会 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 北方領土問題対策協会

設立された独立行政法人	廃止された機関・法人等
平和祈念事業特別基金 (平成 15 年 10 月 1 日)	(認) 平和祈念事業特別基金
国際協力機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 国際協力事業団
国際交流基金 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 国際交流基金
通関情報処理センター (平成 15 年 10 月 1 日)	(認) 通関情報処理センター
日本万国博覧会記念機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(認) 日本万国博覧会記念協会
科学技術振興機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 科学技術振興事業団
日本学術振興会 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 日本学術振興会
理化学研究所 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 理化学研究所
日本スポーツ振興センター (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 日本体育・学校健康センター
日本芸術文化振興会 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 日本芸術文化振興会
勤労者退職金共済機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 勤労者退職金共済機構
高齢・障害者雇用支援機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(認) 日本障害者雇用促進協会 (財) 高年齢者雇用開発協会の業務の一部を移管
福祉医療機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 社会福祉・医療事業団
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 心身障害者福祉協会
労働政策研究・研修機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	厚生労働省労働研修所 (特) 日本労働研究機構
農畜産業振興機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 農畜産業振興事業団 (認) 野菜供給安定基金
農業者年金基金 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 農業者年金基金
農林漁業信用基金 (平成 15 年 10 月 1 日)	(認) 農林漁業信用基金
緑資源機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 緑資源公団
新エネルギー・産業技術総合開発機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 新エネルギー・産業技術総合開発機構

設立された独立行政法人	廃止された機関・法人等
日本貿易振興機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 日本貿易振興会
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 日本鉄道建設公団 (特) 運輸施設整備事業団
国際観光振興機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 国際観光振興会
水資源機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(特) 水資源開発公団
自動車事故対策機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(認) 自動車事故対策センター
空港周辺整備機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(認) 空港周辺整備機構
海上災害防止センター (平成 15 年 10 月 1 日)	(認) 海上災害防止センター
宇宙航空研究開発機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	文部科学省宇宙科学研究所 (特) 宇宙開発事業団 (独) 航空宇宙技術研究所
※農業・生物系特定産業技術研究機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	(認) 生物系特定産業技術研究推進機構
※水産総合研究センター (平成 15 年 10 月 1 日)	(認) 海洋水産資源開発センター (社) 日本栽培漁業協会
情報処理推進機構 (平成 16 年 1 月 5 日)	(認) 情報処理振興事業協会
石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (平成 16 年 2 月 29 日)	(特) 石油公団 (特) 金属鉱業事業団
雇用・能力開発機構 (平成 16 年 3 月 1 日)	(特) 雇用・能力開発機構
※情報通信研究機構 (平成 16 年 4 月 1 日)	(認) 通信・放送機構
労働者健康福祉機構 (平成 16 年 4 月 1 日)	(特) 労働福祉事業団
医薬品医療機器総合機構 (平成 16 年 4 月 1 日)	(認) 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を廃止 厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所の医薬品医療機器審査センターを統合 (財) 医療機器センターの業務の一部を移管
日本学生支援機構 (平成 16 年 4 月 1 日)	(特) 日本育英会 (財) 日本国際教育協会 (財) 内外学生センター

設立された独立行政法人	廃止された機関・法人等
	(財) 国際学友会 (財) 関西国際学友会
海洋研究開発機構 (平成 16 年 4 月 1 日)	(認) 海洋科学技術センター 東京大学海洋研究所の船舶運行部門
環境再生保全機構 (平成 16 年 4 月 1 日)	(特) 公害健康被害補償予防協会 (特) 環境事業団の業務の一部を移管
中小企業基盤整備機構 (平成 16 年 7 月 1 日)	(特) 中小企業総合事業団 (信用保険業務を除く) (特) 地域振興整備公団 (地方都市開発整備部門を除く) の業務を移管 (認) 産業基盤整備基金を統合
都市再生機構 (平成 16 年 7 月 1 日)	(特) 都市基盤整備公団 (特) 地域振興整備公団 (地方都市開発整備部門を移管)
奄美群島振興開発基金 (平成 16 年 10 月 1 日)	(特) 奄美群島振興開発基金
日本原子力研究開発機構 (平成 17 年 10 月 1 日)	(特) 日本原子力研究所 (特) 核燃料サイクル開発機構
日本高速道路保有・債務返済機構 (平成 17 年 10 月 1 日)	(特) 日本道路公団 (特) 首都高速道路公団 (特) 阪神高速道路公団 (特) 本州四国連絡橋公団
年金積立金管理運用 (平成 18 年 4 月 1 日)	(特) 年金資金運用基金
住宅金融支援機構 (平成 19 年 4 月 1 日)	(特) 住宅金融公庫

- (注) 1 「設立された独立行政法人」欄の下段()内は、設立年月日である。
- 2 「※」を付した独立行政法人は既存の独立行政法人に特殊法人等を統合したものを示す。
- 3 「廃止された機関・法人等」欄において、「(特)」は特殊法人、「(認)」は認可法人、「(独)」は独立行政法人、「(社)」は社団法人、「(財)」は財団法人を示す。

(4) 平成 13 年 4 月以降に設立されたその他の独立行政法人等

平成 13 年 4 月以降に設立した独立行政法人であって、(3)で述べた特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行等以外で 18 年度末までに設立されたものは、以下のとおりである。

表 1-2 平成 13 年 4 月以降設立の独立行政法人（特殊法人等改革に伴うものを除く）

設立された独立行政法人	廃止された機関・法人等
駐留軍等労働者労務管理機構 (平成 14 年 4 月 1 日)	防衛施設庁及び関係都県が処理していた駐留軍等労働者の労務管理等事務の一部を行う組織として新たに設立
自動車検査 (平成 14 年 7 月 1 日)	国(運輸支局及び自動車検査登録事務所)が行ってきた自動車検査に関する業務のうち、保安基準(国が定める自動車についての安全、環境に関する客観的な基準)に適合するかどうかの審査業務等に移管
統計センター (平成 15 年 4 月 1 日)	総務省統計センター
造幣局 (平成 15 年 4 月 1 日)	財務省造幣局
国立印刷局 (平成 15 年 4 月 1 日)	財務省印刷局
原子力安全基盤機構 (平成 15 年 10 月 1 日)	経済産業省原子力安全・保安院の検査業務の一部、原子力安全・保安院から(財)原子力発電技術機構、(財)発電設備技術検査協会及び(財)原子力安全技術センターへの原子力安全に係る委託業務の一部、原子力施設に係る指定検査業務の全てを業務移管し発足
国立病院機構 (平成 16 年 4 月 1 日)	厚生労働省国立病院及び国立療養所
国立高等専門学校機構 (平成 16 年 4 月 1 日)	文部科学省国立高等専門学校
大学評価・学位授与機構 (平成 16 年 4 月 1 日)	文部科学省大学評価・学位授与機構
国立大学財務・経営センター (平成 16 年 4 月 1 日)	文部科学省国立学校財務センター
メディア教育開発センター (平成 16 年 4 月 1 日)	文部科学省メディア教育開発センター
医薬基盤研究所 (平成 17 年 4 月 1 日)	厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所大阪支所 厚生労働省国立感染症研究所の業務の一部 (独) 医薬品医療機器総合機構の業務の一部
沖縄科学技術研究基盤整備機構 (平成 17 年 9 月 1 日)	沖縄県に科学技術系の大学院大学(沖縄科学技術大学院大学: 仮称)を創設する準備のために設立
年金・健康保険福祉施設整理機構 (平成 17 年 10 月 1 日)	年金福祉施設等を譲渡又は廃止を行い、年金財政運営に資するために設立

設立予定の独立行政法人	廃止予定の機関・法人等
郵便貯金・簡易生命保険管理機構 (平成 19 年 10 月 1 日)	日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的に設立

なお、平成 17 年 12 月 24 日に閣議決定された「行政改革の重要方針」により、国の特別会計は「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする。」こととされた。これを受けて、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号。以下「行革推進法」という。)は、特別会計において経理される事務及び事業の一部について、表 1-3 のとおり、独立行政法人化すること等を定めている。

表 1-3 行革推進法において独立行政法人化することとされている特別会計

特別会計名	行革推進法における措置内容等
空港整備特別会計	左記特別会計において経理されている事務及び事業については、 <u>将来において、独立行政法人その他の国以外の者に行わせることについて検討</u>
森林保険特別会計	左記特別会計において経理されている事務及び事業を <u>独立行政法人に移管し、同特別会計を廃止することについて、平成 20 年度末までに検討</u>
国有林野事業特別会計	左記特別会計において経理されている事務及び事業の性質に応じ、 <u>その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて、平成 22 年度末までに検討</u>
食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計	左記会計を平成 19 年度に統合した後、 <u>その性質に応じ、一般会計において経理される事務及び事業への移行又は独立行政法人への移管について検討</u>
自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計	左記会計を平成 20 年度に統合した後、 <u>その性質に応じ、一般会計において経理される事務及び事業への移行又は独立行政法人への移管について検討</u>
国立高度専門医療センター特別会計	左記特別会計を平成 22 年度に廃止し、 <u>国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは、国立高度専門医療センター特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理その他これらの機関の事務及び事業の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な措置を講じた上で、独立行政法人に移行させるものとする。</u>

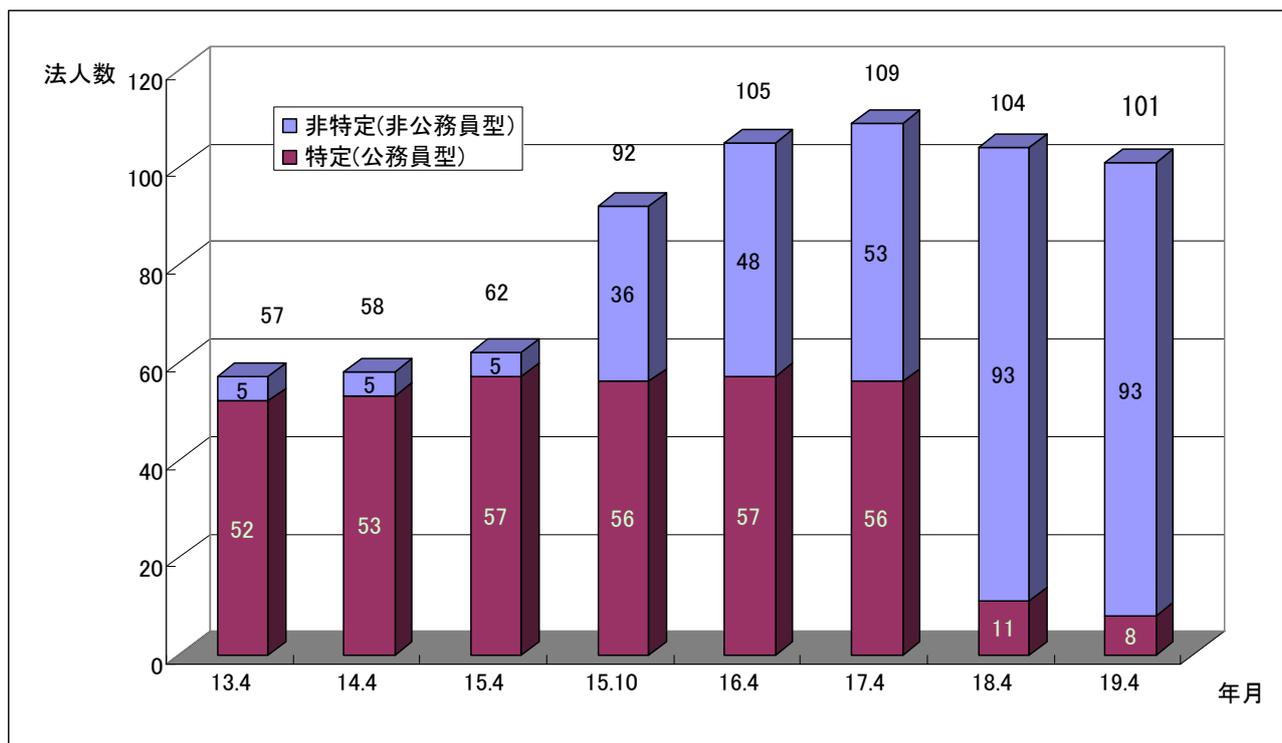
2 独立行政法人数の推移等

(1) 独立行政法人数の推移

中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年4月に57法人でスタートした独立行政法人は、14年度に2法人、15年度に36法人、16年度に13法人、17年度に5法人が加わり、18年度には、1法人が加わった一方、2法人が廃止、14法人が6法人に統合され、104法人となった。また、19年4月に、1法人（住宅金融支援機構）が加わった一方、7法人が3法人に統合され、その結果、19年4月現在101法人となっている。

これらのうち、役員及び職員に国家公務員の身分を付与しない独立行政法人（非特定独立行政法人）は、当初、国立青年の家、国立少年自然の家、教員研修センター、経済産業研究所及び日本貿易保険の5法人であったが、平成15年10月以降に特殊法人等から移行して新規に設立された法人や国立大学の改革に伴って設立された法人が加わり、更に組織・業務全般の見直し等の結果、特定独立行政法人（公務員型）から非公務員化した法人もあって、19年4月現在、93法人（全体の92.1%）となっている（資料2参照）。

図1-1 独立行政法人数の推移



(注) 1 当委員会の調査による。

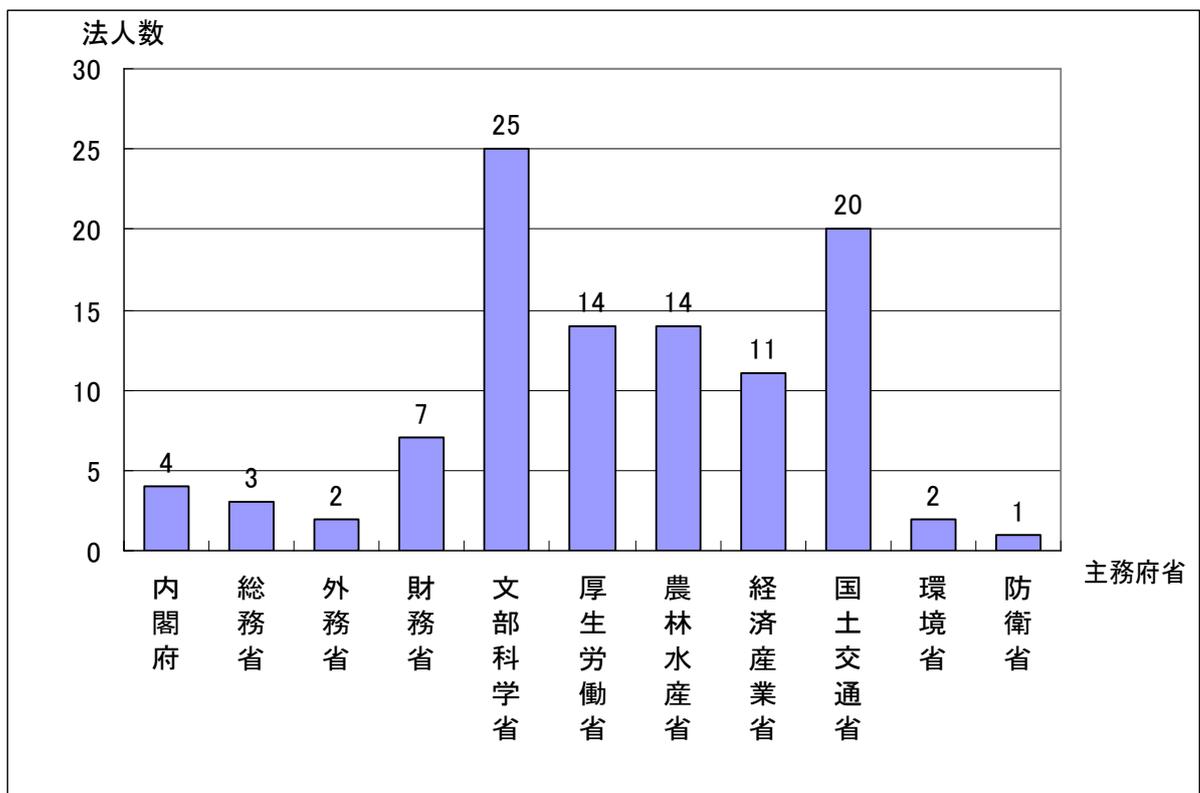
2 「非特定」は非特定独立行政法人を、「特定」は特定独立行政法人を示す。

なお、国立大学法人については、通則法を一部準用している国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に基づき設立されている国立大学法人が 87 法人、大学共同利用機関法人が 4 法人ある（19 年 4 月現在）。

(2) 主務府省別の独立行政法人数

平成 19 年 4 月現在、独立行政法人は 101 法人設置されており、当該法人を所管している府省は 11 府省となっている。主務府省別に独立行政法人の設置状況をみると、最も多いのは文部科学省の 25 法人であり、次が国土交通省の 20 法人となっている。

図 1-2 主務府省別の法人数（平成 19 年 4 月現在）



- (注) 1 当委員会の調査による。
2 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるため、それぞれに計上している。
3 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるため、それぞれに計上している。

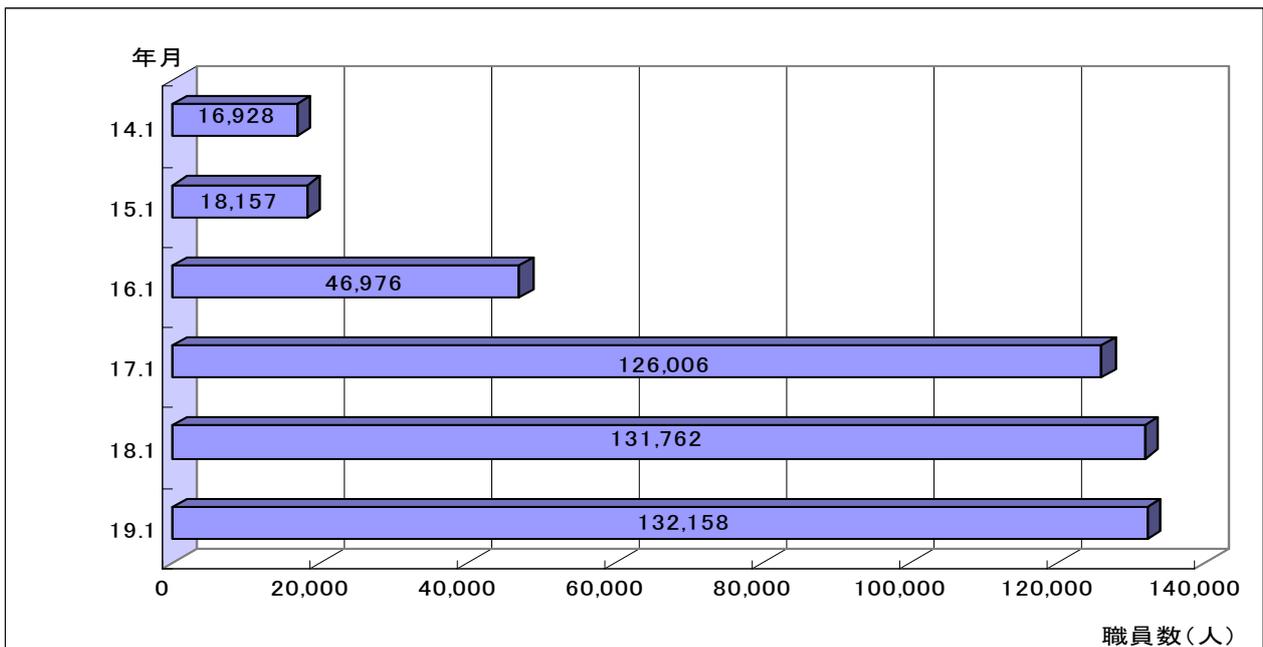
3 独立行政法人の役職員の状況

(1) 独立行政法人の職員

① 職員数の推移

平成 19 年 1 月 1 日現在の常勤職員数（任期付きの常勤職員数を含む。）は計 132,158 人（104 法人）となっており、18 年 1 月 1 日現在の 131,762 人（113 法人）に比べ 396 人増加している。法人別の増減状況を見ると、国立病院機構が前年度比 923 人増となっている一方、科学技術振興機構が前年度比 378 人減などとなっている。

図 1-3 独立行政法人の職員数の推移



(注) 総務省行政管理局の調査による。

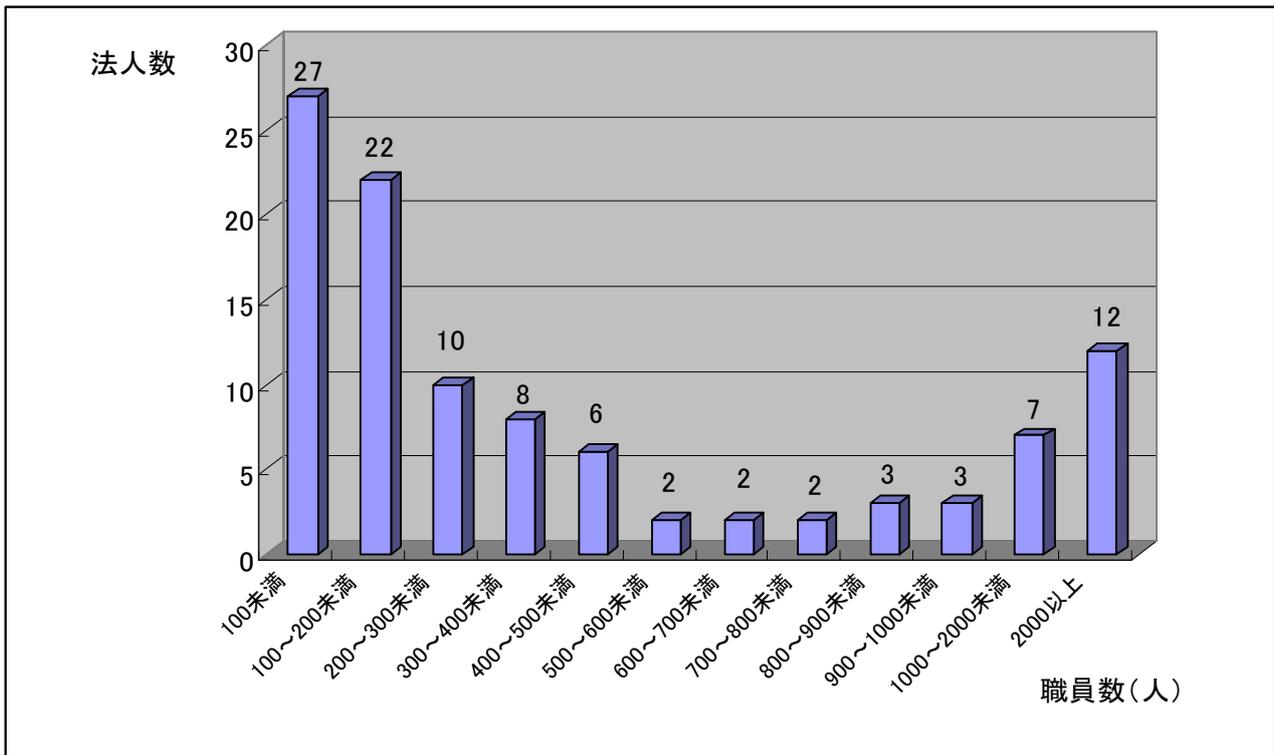
② 職員規模別の独立行政法人の数

平成 19 年 1 月 1 日現在（任期付きの常勤職員数を含む。）の常勤職員数の規模別に 104 法人の状況をみると、職員数 100 人未満の法人が 27 法人、100 人以上 200 人未満の法人が 22 法人あり、200 人未満の法人は合計で 49 法人となり全体の 47.1%を占めている。

また、職員数が最も多い法人は国立病院機構（48,346 人）であり、次が労働者健康福祉機構（13,621 人）となっている。一方、職員数が最も少ない法人は北方領土問題対策協会及び平和祈念事業特別基金（19 人）となっている。

図 1-4

職員規模別の独立行政法人の状況（平成 19 年 1 月 1 日現在）



(注) 総務省行政管理局の調査による。

③ 職員の給与水準

独立行政法人制度は、国の事前関与を必要最小限とし、法人が自律的な業務運営を行うことを基本とする制度である。このことから、職員の給与の支給基準について、特定独立行政法人（役職員に国家公務員の身分を付与）においては、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該法人の業務の実績等を考慮して、各法人が定めることとなっており（通則法第 57 条第 3 項参照）、また、特定独立行政法人以外の独立行政法人においては、当該法人の業務の実績等を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう、各法人が定めることとされている。このため、各法人の給与水準は法人ごとに異なっている（通則法第 63 条第 3 項参照）。

さらに、法人の運営の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たしていく観点から、法人の役職員の給与等の支給基準を公表することとされている。また、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」（平成 14 年 10 月 18 日特殊法人等改革推進本部決定）において、法人の役職員の給与等の水準についても、主務大臣が国家公務員及び他の法人と比較ができる形で分かりやすく公表することとされ、これを受けて、総務省は、「独立行政法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」（平成 15 年 9 月 9 日策定、19 年 2 月 20 日最終改定）を取りまとめ、各主務大臣に通知するとともに、公表している。このガイドラインでは、①役員報酬等の支給状況、②職員給与の支給状況等（雇用形態別・職種別・年齢別の分布状況等）と給与水準の国家公務員との比較、③総人件費（給与、報酬等支給総額等）などについて、各主務大臣及び各法人が徹底的な情報開示を行うこ

ととなっている（基本資料8参照）。

加えて、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成18年10月17日閣議決定）において、「独立行政法人の役職員の給与については、改定に当たって国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。」とされたところである（基本資料10参照）。

各主務大臣及び各法人（平成18年度末時点で設立されている105法人（日本司法支援センターを含む。））においては、上記のガイドラインに基づき、ホームページにおいて、18年度の役職員の給与等の水準を公表しており、また、総務省行政管理局においては、各主務大臣及び各法人の公表内容を取りまとめ、平成19年8月3日に公表した。

そのうち、各法人の常勤職員について、平成18年度の対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）は、事務・技術職員が107.4、研究職員が102.4、病院医師が112.9、病院看護師が95.5となっている（資料4参照）。

なお、各法人の給与水準の考え方や改定状況については、各主務大臣及び各法人が公表している。

表1-4 職員の給与水準

（単位：人、歳、千円）

	比較対象人員数 (計人)	平均年齢	平成18年度年間 給与額(平均)	対国家公務員指 数
事務・技術職員	35,290	43.4	7,326	107.4
研究職員	9,372	44.7	9,099	102.4
病院医師	4,711	45.5	12,677	112.9
病院看護師	27,632	38.0	5,144	95.5

(注) 総務省行政管理局の資料による。

(2) 独立行政法人の役員

① 役員数

独立行政法人の役員については、通則法において、法人の長1人及び監事を置くこととされているほか、個別設置法において他の役員（以下「理事等」という。）を置くことができることとされており、監事及び理事等の定数は、各法人の個別設置法で定められている。

平成18年10月1日現在の104法人において実際に任命されている役員の数を見ると、法人の長104人、理事等339人、監事212人であり、規模別に法人数をみると、法人の長及び理事各1人の法人が104法人のうち32法人(30.8%)あり、最も多くなっている。法人の長及び理事等の数が最も多い法人は、国立病院機構の15人（理事長及び副理事長各1人、理事13人）、次に都市再生機構の13人（理事長及び副理事長各1人、理事11

人) となっており、これらの法人は、職員数も上位を占めている。また、法人の長及び理事等の数が最も少ない法人は、航空大学校（理事長1人のみ）であるが、個別設置法の規定上は、別に理事1人を置くことができることとされている(資料5参照)。

なお、監事の数は、農業・食品産業技術総合研究機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構の4法人においては3人であるが、その他の法人においては2人となっている。

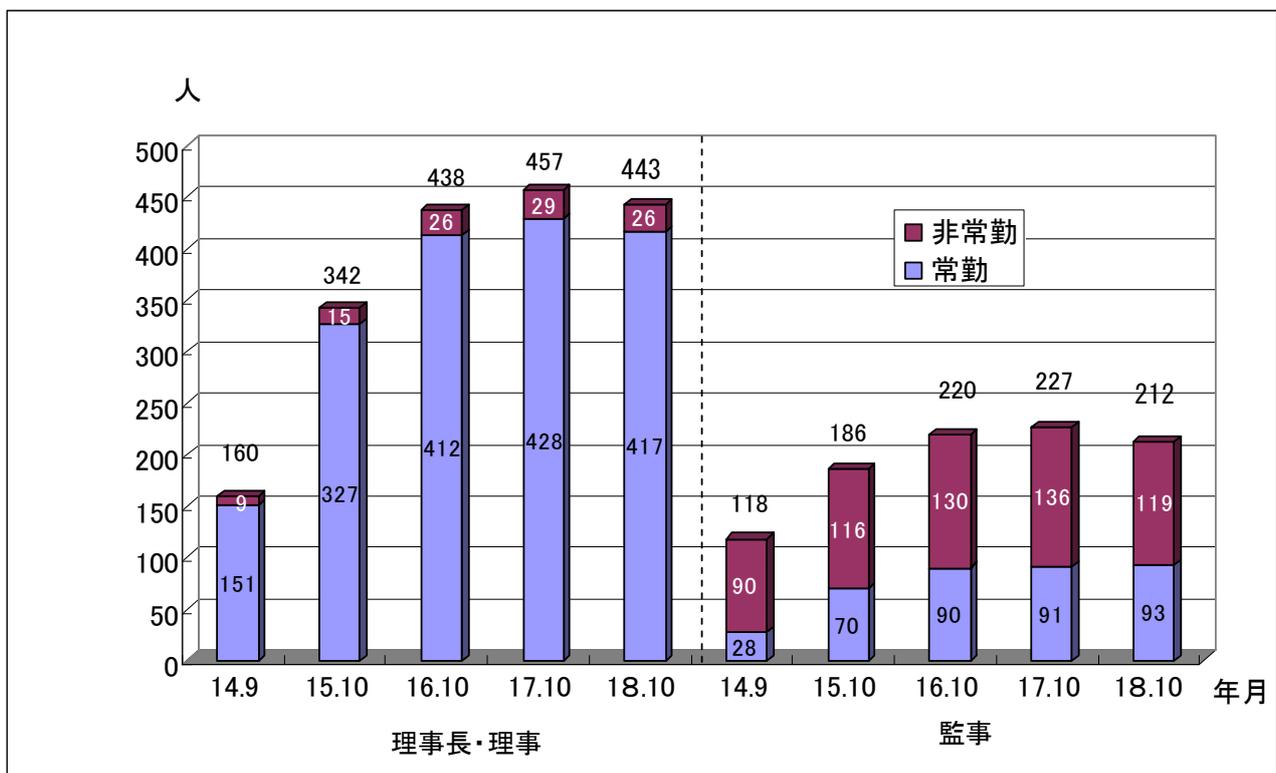
表 1-5 法人の長及び理事等の数の合計別の独立行政法人の状況（平成18年10月1日現在）

法人の長及び理事等の合計	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	12	13	15	計
法人数	1	32	20	17	10	8	3	5	3	3	1	1	104

(注) 当委員会の調査による。

これら104法人の役員について勤務形態における常勤・非常勤の内訳をみると、法人の長及び理事443人のうち、法人の長については104人全員が常勤、理事等については339人のうち非常勤は26人(7.7%)、監事については212人のうち非常勤は119人(56.1%)となっている。

図 1-5 役員の内勤・非常勤の別



- (注) 1 当委員会の調査による。
 2 「理事長・理事」には、役員である館長、所長、機構長及び副理事長を含む。

また、役員については、「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)等に基づき、退職公務員(本府省の課長・企画官相当職以上並びに施設等機関、特別の機関その他の附属機関及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上で退職した者をいう。以下同じ。)及び独立行政法人等の退職者(独立行政法人等において役員であった退職者又はいわゆる管理職手当の支給を受けていた退職者をいう。以下同じ。)の役員への就任状況が公表されている。

平成18年10月1日現在の104法人の役員の就任状況を見ると、役員655人のうち退職公務員から就任している者が226人、独立行政法人等の退職者から就任している者が111人となっている。また、常勤の役員510人のうち退職公務員の占める割合は39.2%(510人のうち200人)である(資料6参照)。

表1-6 役員に就いている退職公務員等の状況(平成18年10月1日現在)

(単位:人、%)

区分	年度	役員数	うち退職公務員等		
			うち退職公務員数	うち役員出向者	うち独立行政法人等の退職者数
常勤	平成18	510	200 (39.2)	88 (17.3)	105 (20.6)
	平成17	519	227 (43.7)	81 (15.6)	91 (17.5)
	平成16	502	290 (57.8)	38 (7.6)	86 (17.1)
	平成15	397	211 (53.1)	9 (2.3)	117 (29.5)
	平成14	179	103 (57.5)	(-)	40 (22.3)
非常勤	平成18	145	26 (17.9)	-	6 (4.1)
	平成17	165	29 (17.6)	-	5 (3.0)
	平成16	156	27 (17.3)	-	6 (3.8)
	平成15	131	25 (19.1)	-	10 (7.6)
	平成14	99	19 (19.2)	(-)	1 (1.0)
計	平成18	655	226 (34.5)	88 (13.4)	111 (16.9)
	平成17	684	256 (37.4)	81 (11.8)	96 (14.0)
	平成16	658	317 (48.2)	38 (5.8)	92 (14.0)
	平成15	528	236 (44.7)	9 (1.7)	127 (24.1)
	平成14	278	122 (43.9)	(-)	41 (14.7)

- (注) 1 「公務員制度改革大綱」等に基づく内閣官房及び総務省の公表資料に基づき当委員会が作成した。
 2 ()内は、役員数に対する割合である。
 3 「退職公務員」とは、本府省の課長・企画官相当職以上並びに施設等機関、特別の機関その他の附属機関及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上で退職した公務員及び地方支分部局のこれに相当する職以上で退職した公務員である。

また、施設等機関等から独立行政法人への組織変更に当たり施設等機関等の職員からそのまま独立行政法人の役員に就いた者は、平成 15 年度までは「独立行政法人等の退職者」としていたが、平成 16 年度から「退職公務員」としている。

- 4 「役員出向者」とは、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 3 第 1 項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省の課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者である。
- 5 「独立行政法人等の退職者」とは、独立行政法人の退職者及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）の対象となる特殊法人及び認可法人の退職者である。
- 6 退職公務員及び独立行政法人等の退職者以外の役員には、民間企業の出身者や、国立大学の退職者等がいる。
- 7 退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者については、「うち退職公務員数」の欄のみに計上している。

同様に、平成 18 年 10 月 1 日現在の 104 法人の子会社等の役員への就任状況をみると、退職公務員・独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数は 115 法人、役員 1,550 人のうち退職公務員から就任している者が 146 人、独立行政法人等の退職者から就任している者が 246 人となっている。また、常勤の役員 417 人のうち退職公務員の占める割合は 19.2%となっている（資料 6 参照）。

表 1-7 子会社等の役員に就いている退職公務員等の状況（平成 18 年 10 月 1 日現在）

（単位：法人、人、%）

区 分	年 度	退職公務員・独立行政法人 の退職者が役員に就いて いる子会社等の数	役員数	うち退職公務員数		うち当該法人の退 職者数	
				うち退職公務員数	うち当該法人の退 職者数		
常 勤	平成 18		417	80 (19.2)	179[8] (42.7)		
	平成 17		427	84 (19.7)	178[12] (41.7)		
	平成 16		339	81 (23.9)	149[12] (44.0)		
	平成 15		139	68 (48.9)	35[8] (25.2)		
	平成 14		4	1 (25.0)	0 (0)		
非常勤	平成 18		1,133	65 (5.7)	67[20] (5.9)		
	平成 17		1,300	58 (4.5)	67[20] (5.2)		
	平成 16		1,262	62 (4.9)	41[19] (3.2)		
	平成 15		1,178	43 (3.7)	20[11] (1.7)		
	平成 14		20	1 (5.0)	0 (0)		
計	平成 18	115	1,550	146 (9.4)	246[28] (15.9)		
	平成 17	120	1,727	142 (8.2)	245[32] (14.2)		
	平成 16	94	1,601	143 (8.9)	190[31] (11.9)		
	平成 15	64	1,317	111 (8.4)	55[19] (4.2)		
	平成 14	1	24	2 (8.3)	0 (0)		

- (注) 1 「公務員制度改革大綱」等に基づく内閣官房及び総務省の公表資料に基づき当委員会が作成した。
- 2 「子会社等」とは、子会社（他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している場合における当該他の会社等をいう。法人及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該ほかの会社等も、法人の子会社とみなす。）及び一定規模以上の委託先（売上高に占める法人の発注に係る額が3分の2以上である委託先）をいう。
- 3 （ ）内は、役員数に対する割合である。
- 4 「退職公務員」とは、本府省の課長・企画官相当職以上並びに施設等機関、特別の機関その他の附属機関及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上で退職した者及び地方支分部局のこれに相当する職以上で退職した公務員である。
- 5 退職公務員が法人役職員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者数」の欄に [] 内書きで計上している。

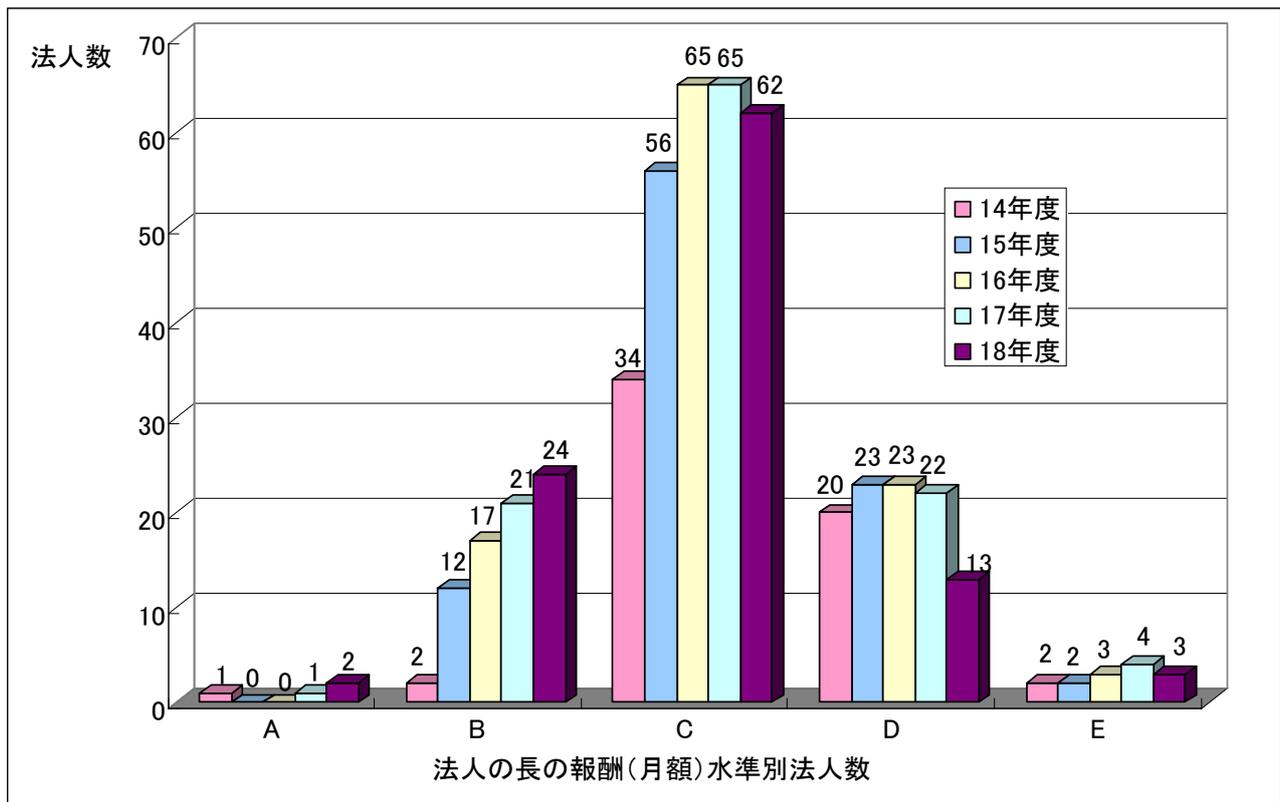
② 役員の報酬

独立行政法人の役員の報酬については、通則法第52条及び第62条により、各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

役員報酬等に関する規程（平成18年度）における理事長等の法人の長の月額報酬水準について、104法人（17年度は113法人）をみると、府省の局長級の給与（約99万円から約92万円まで）と同水準としている法人が62法人（59.6%）（17年度は65法人（57.5%））と最も多く、次に、府省の事務次官～外局の長級の給与（約121万円から約107万円まで）と同水準としている法人が24法人（23.1%）（17年度は21法人（18.6%））となっている。

なお、規程上、法人の長の月額報酬が最も高い法人は沖縄科学技術研究基盤整備機構で年額1,760万円（月額約147万円）となっており、最も低いのは奄美群島振興開発基金で69万4,000円となっている（資料7参照）。

図 1-6 法人の長の報酬（月額）水準別法人数



A : 府省の事務次官級超 (約 121 万円超)
 B : 府省の事務次官～外局の長級 (約 121 万円～約 107 万円)
 C : 府省の局長級 (約 99 万円～約 92 万円)
 D : 府省の審議官級 (約 84 万円～約 73 万円)
 E : その他

- (注) 1 各法人の役員報酬規程等に基づき当委員会が作成した。
 2 各法人の役員報酬規程等に基づく基本的な月額（「月額〇〇円以内」とされているものについては「〇〇円」、「月額◎◎円以上」とされているものについては「◎◎円」とした）を国家公務員の給与水準規程に基づく金額の水準により区分した。
 3 上記のA～Eの「()」における金額は、平成 18 年度の給与額を示している。

③ 役員の退職手当

独立行政法人の役員の退職手当についても、報酬と同様に、通則法第 52 条及び第 62 条により、各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

一方、公務員を一度退職して退職金を得た後、更に独立行政法人の役員に就任し、退

職後相当の退職金を得ることについて批判があることから、役員の退職金を国家公務員並みに引き下げた上で業績を反映した仕組みとなるよう、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）において、支給率に関して、16 年以降の在職期間については、1 月につき俸給月額額の 100 分の 12.5 を基準とし、これに府省委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請された（基本資料 10 及び 11 参照）。

これを受けて、平成 18 年度末までに設立された 104 法人は、いずれも上記の閣議決定の趣旨を踏まえた役員の退職手当に関する規程の改正・制定を行っている。

表 1-8 独立行政法人の役員の退職手当に関する閣議決定

<p>○ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 18 年 10 月 17 日閣議決定）（抜粋）</p> <p>3</p> <p>(3) 独立行政法人の役職員の給与については、改定に当たって国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。</p> <p>○ 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）（抜粋）</p> <p>1 独立行政法人</p> <p>(1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成 16 年以降の在職期間については、1 月につき俸給月額額の 12.5/100 を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。</p> <p>(2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。</p> <p>独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。</p> <p>(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 15 年 9 月 16 日閣議決定）の 4 に基づき、決定に至った事由とともに公表する。</p>

また、役員の退職手当の業績勘案率に関する規定についても、上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」を踏まえ、すべての法人に

において、府省委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定することとしている。

上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」においては、役員の退職手当の業績勘案率の決定に当たって、府省委員会は、あらかじめ当委員会に通知することとされ、当委員会は、必要な場合、府省委員会に対して意見を述べるができることとされている。

当委員会は、役員の退職手当の業績勘案率について、平成16年3月12日の本委員会及び6月28日の独立行政法人評価分科会においてその基本的な考え方を審議し、「業績勘案率に関する検討の際の着眼点」として整理（16年7月1日）した後、7月23日の独立行政法人評価分科会において、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を決定した。役員退職金に係る府省委員会からの業績勘案率の通知に対し、当委員会として意見を述べる際の分科会の検討に当たっては、①業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みとするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする、②府省委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本とすることとしている（資料8参照）。

業績勘案率の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成18年度中にその全額が支払われた役員（常勤）は、法人の長16人、理事56人、監事26人の計98人で、その支給総額は、法人の長が1億1,683.3万円、理事が2億1,792.5万円、監事が6,524.1万円となっている（資料10参照）。

表1-9 役員（常勤）の退職手当の支給状況（平成18年度）

（単位：千円）

	法人の長	理 事	監 事
退職役員（常勤）の人数	16人	56人	26人
退職手当（確定額）の支給総額	116,833	217,925	65,241

（注）1 総務省行政管理局の資料による。

2 「理事」には副理事長等を含む。

④ 役員の報酬等の水準

役員の報酬等の水準については、職員の給与水準と同様に、主務大臣及び各法人が国家公務員及び他の法人と比較できる形で公表することとされている。

総務省行政管理局においては、平成19年8月3日、18年度における独立行政法人の役員の報酬等の水準について、前述の職員の給与水準と併せて取りまとめの上、公表している。

これによると、各法人の役員（常勤）の報酬（平均）については、法人の長が1,886万円、理事が1,596万円、監事が1,384万円となっている（資料9参照）。

なお、各法人の役員報酬の業績反映の方法や改定状況については、各主務大臣及び各法人が公表している。

表 1-10 役員（常勤）の報酬等の支給状況（平成 18 年度）

（単位：万円）

	法人の長	理 事	監 事
常勤役員の年間報酬（平均）	1,886	1,596	1,384

（注） 1 総務省行政管理局の資料による。

2 「理事」には副理事長等を含む。

⑤ 総人件費

平成 18 年度の常勤役職員に支給された各法人の給与、報酬等の支給状況の総額をみると、法人全体では、9,581 億 1,175 万円（105 法人（18 年度末現在。日本司法支援センターを含む。)) であり、17 年度の 9,423 億 6,768 万円(113 法人)に比べて 157 億 4,408 万円(1.7%)の増加となっている（資料 11 参照）。

表 1-11 給与、報酬等支給総額

（単位：万円、%）

	平成 18 年度	17 年度	比較増減	
給与、報酬等支給総額	95,811,175	94,236,768	1,574,408	1.7
（参考） 最広義人件費総額	129,223,518	131,902,969	△2,679,451	△2.1

（注） 1 総務省行政管理局の資料による。

2 「給与、報酬等支給総額」は、常勤役職員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

3 「最広義人件費」には、「給与、報酬等支給総額」のほか、退職手当支給額、非常勤役職員等給与、福利厚生費が含まれる。

しかし、平成 17 年度途中で設立された 4 法人及び 18 年度に設立された 2 法人を除く、17 年度と 18 年度で比較可能な 99 法人の常勤役職員に支給された各法人の給与、報酬等の支給状況をみると、99 法人中 78 法人において支給額が減少している。99 法人全体では、18 年度は 9,125 億 5,528 万円であり、17 年度の 9,191 億 3,627 万円に比べて 65 億 8,100 万円(0.7%)の減少となっている（資料 11 参照）。

表 1-12 比較可能な 99 法人についての給与、報酬等支給総額

(単位：万、%)

	平成 18 年度	17 年度	比較増減	
給与、報酬等支給総額	91,255,528	91,913,627	△ 658,100	△0.7
(参考) 最広義人件費総額	125,771,340	126,297,529	△ 526,188	△0.4

(注) 総務省行政管理局の資料による。

⑥ 総人件費改革の取組

「行政改革の重要方針」において、各主務大臣は国家公務員の定員の純減目標（今後 5 年間で 5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを中期目標において示すこととされ、また各法人は、中期目標に従い、今後 5 年間で 5%以上の人件費の削減を行うことを基本とすることとされた（沖縄科学技術研究基盤整備機構を除く。）。

また、主務大臣は、中期計画における削減目標の設定状況や事後評価等を通じた削減の進捗よく状況等を的確に把握するものとされている。加えて、府省評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、当委員会においても 2 次評価を行うこととし、これらの結果を公表するとされている（基本資料 13 参照）。

さらに「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」においても、各法人は平成 18 年度以降 5 年間で 5%の人件費の削減を基本として取り組むこととされている（基本資料 14-1 参照）。

各法人では、人件費の削減と人員の削減のいずれかの一方又は両方を選択することとなるが、平成 18 年度における取組状況をみると、基準となる 17 年度実績に比して人件費の削減を行う 82 法人においては合計△70 億円（△0.8%）、人員数の削減を行う 17 法人においては合計△451 人（△2.6%）となっている（資料 13 参照）。

表 1-13 人件費の削減を行う法人

(単位：億円)

法人数	基準となる金額	平成 18 年度実績	進捗状況（基準に対する増△減）	
	平成 17 年度		金額	増△減比
82	8,283	8,214	△70	△0.8%

(注) 1 総務省行政管理局の資料による。

2 平成 19 年 4 月 1 日現在の法人における取組状況の集計である（平成 19 年度に設立された法人は除く。）ただし、四捨五入の関係で金額は一致しない。

3 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、体制整備の途上であるため、総人件費改革の対象とされていない。

4 独立行政法人の財務・会計

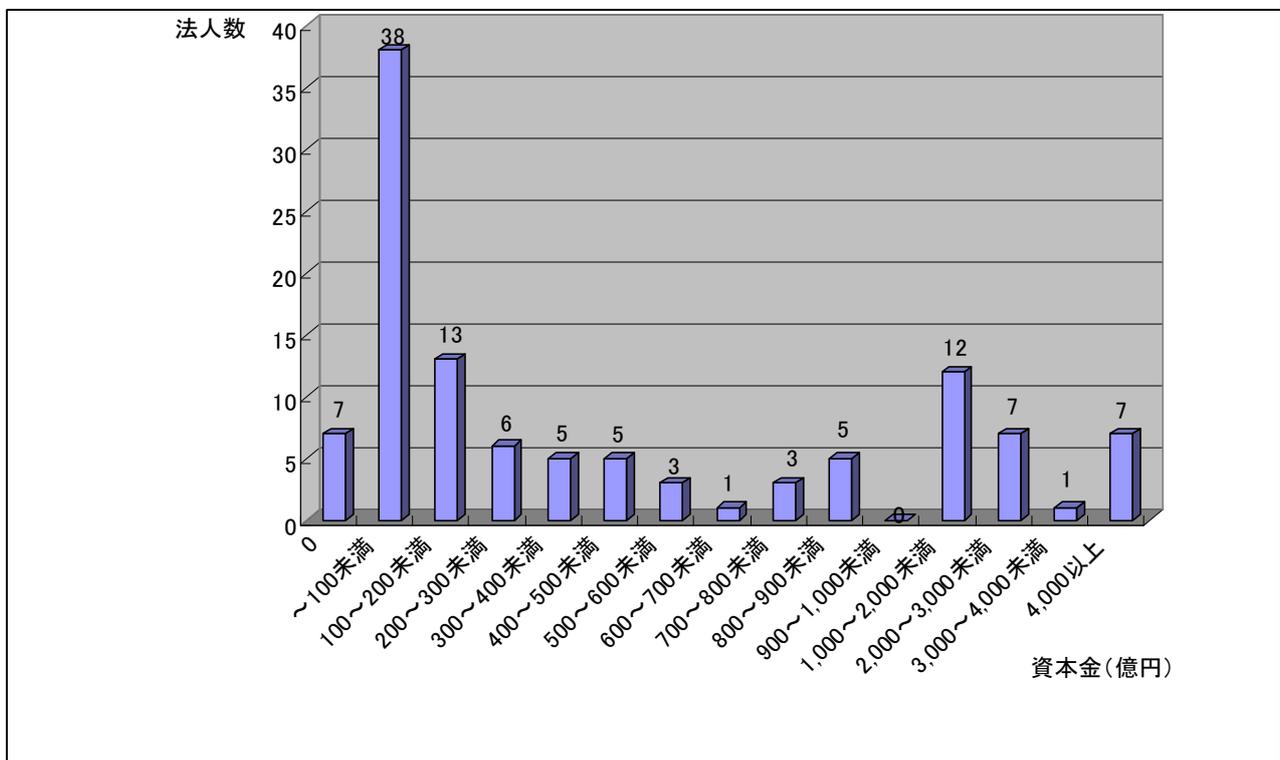
(1) 独立行政法人の資本金

独立行政法人の設立時に政府等が行った土地、建物等の現物出資は、法人の資本金として整理されており、平成 18 年 3 月 31 日現在における資本金規模別の法人数の状況をみると、資本金 100 億円未満の法人は 113 法人のうち 45 法人 (39.8%) となっており、資本金が 1,000 億円を超えている法人は 27 法人となっている。

資本金の規模の最も大きい法人は日本高速道路保有・債務返済機構 (4 兆 4,639 億円) であり、次に中小企業基盤整備機構 (1 兆 946 億円)、都市再生機構 (8,843 億円)、日本原子力研究開発機構 (8,086 億円) となっている。

なお、資本金を有しない法人は 7 法人あるが、統計センター、国立健康・栄養研究所、経済産業研究所及び工業所有権情報・研修館は、国の土地、庁舎等が無償で使用している (資料 13 参照)。

図 1-7 資本金規模別の独立行政法人数



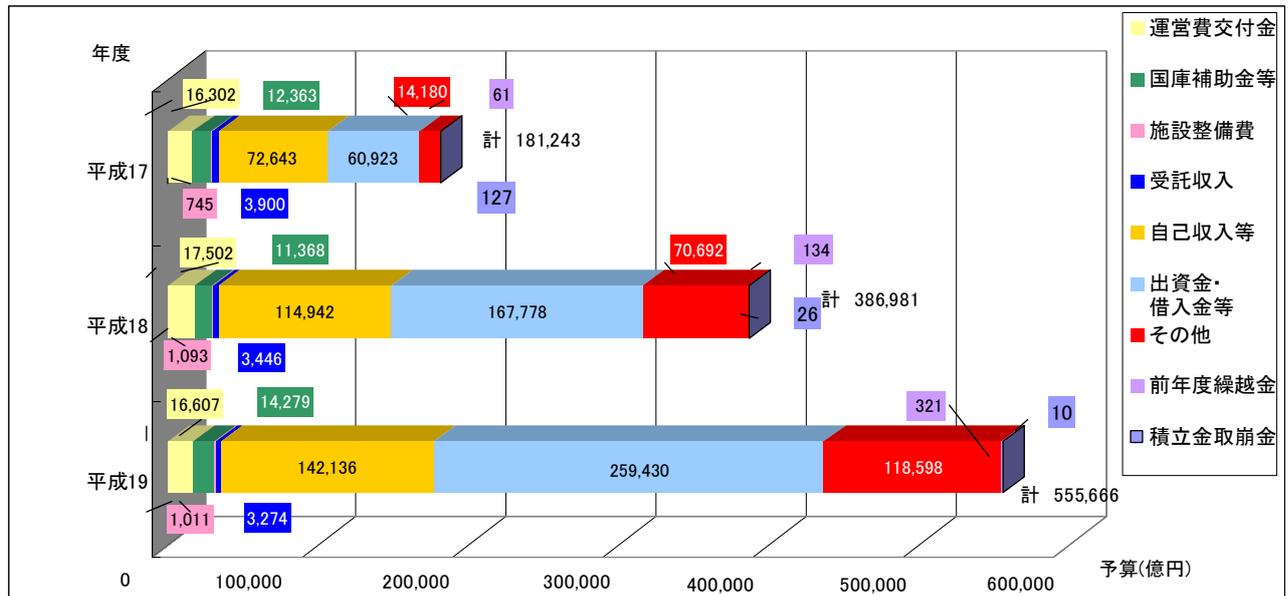
(注) 当委員会の調査 (平成 18 年 3 月 31 日現在) による。

(2) 独立行政法人の予算の状況

① 全体の状況

独立行政法人における当初予算(自己収入等によるもの及び過年度からの繰越分で当該年度予算に組み込まれたものを含む。)の推移をみると、予算総額は増加してきており(資料14から20まで参照)、平成19年4月現在、101法人で55兆5,666億円となっている(平成18年4月現在は104法人で38兆6,981億円)。平成18年度と19年度を比較すると、予算額は16兆円以上伸びているが、これは、19年4月に設立された住宅金融支援機構の予算額が大きい(11兆5,562億円)こと等によるものである(資料20-1参照)。

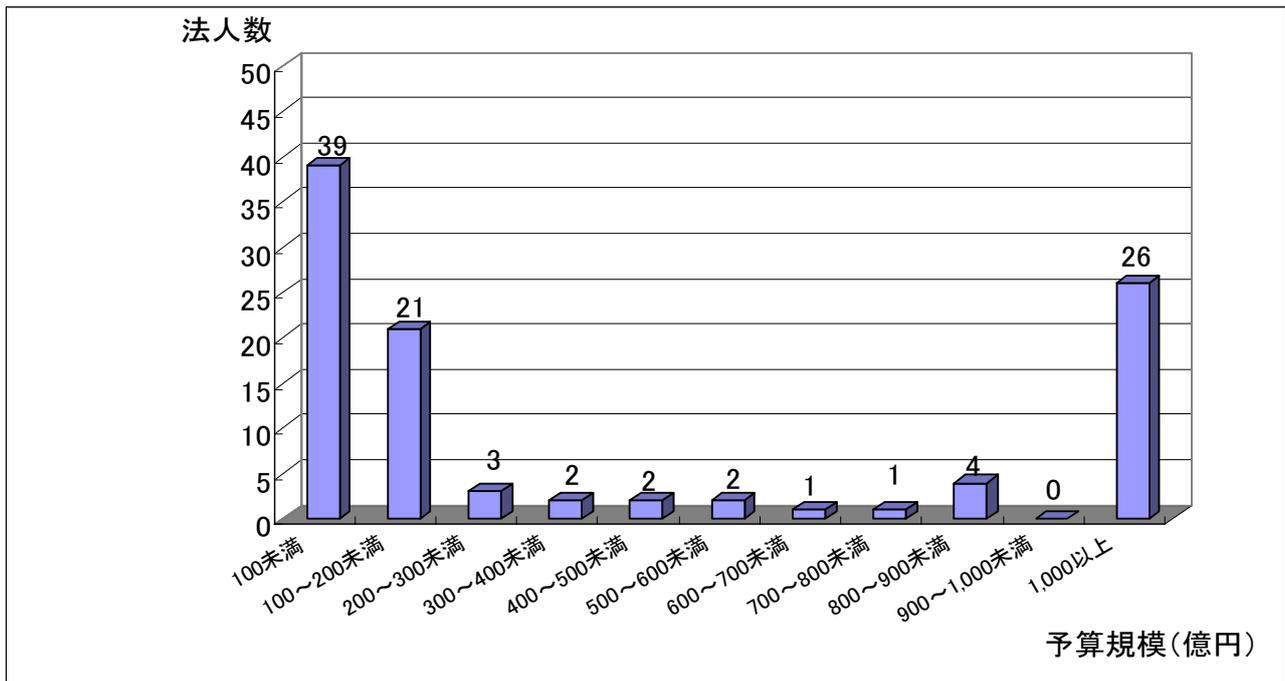
図1-8 独立行政法人の予算の推移(総額)



- (注) 1 各独立行政法人の各事業年度の年度計画に基づき、当委員会が作成した。
 2 四捨五入の関係で金額の合計とは一致しない。

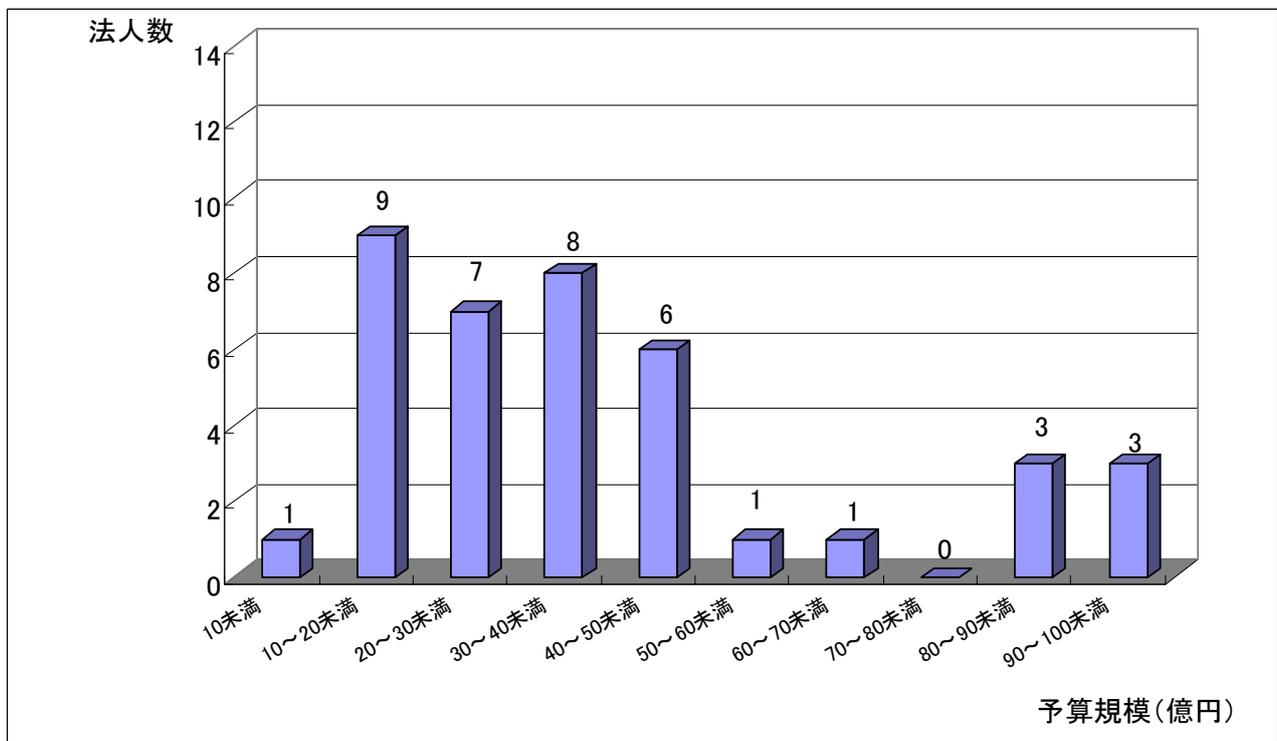
平成19年度の予算規模別に独立行政法人数の状況をみると、101法人のうち39法人(38.6%)が100億円未満の法人となっており、約4割を占めている。また、予算規模が1,000億円以上の法人は26法人あり、最大は年金積立金管理運用(23兆6,359億円)であり、次に住宅金融支援機構(11兆5,562億円)、日本高速道路保有・債務返済機構(5兆2,599億円)、都市再生機構(3兆778億円)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(2兆56億円)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(1兆4,320億円)、中小企業基盤整備機構(1兆2,661億円)の順となっている。一方、最も予算規模が小さいものは国立女性教育会館(9.4億円)、次に北方領土問題対策協会(10.2億円)、国立健康・栄養研究所(10.5億円)となっている(資料20-1参照)。

図 1-9 予算規模別の独立行政法人の状況（平成 19 年度）



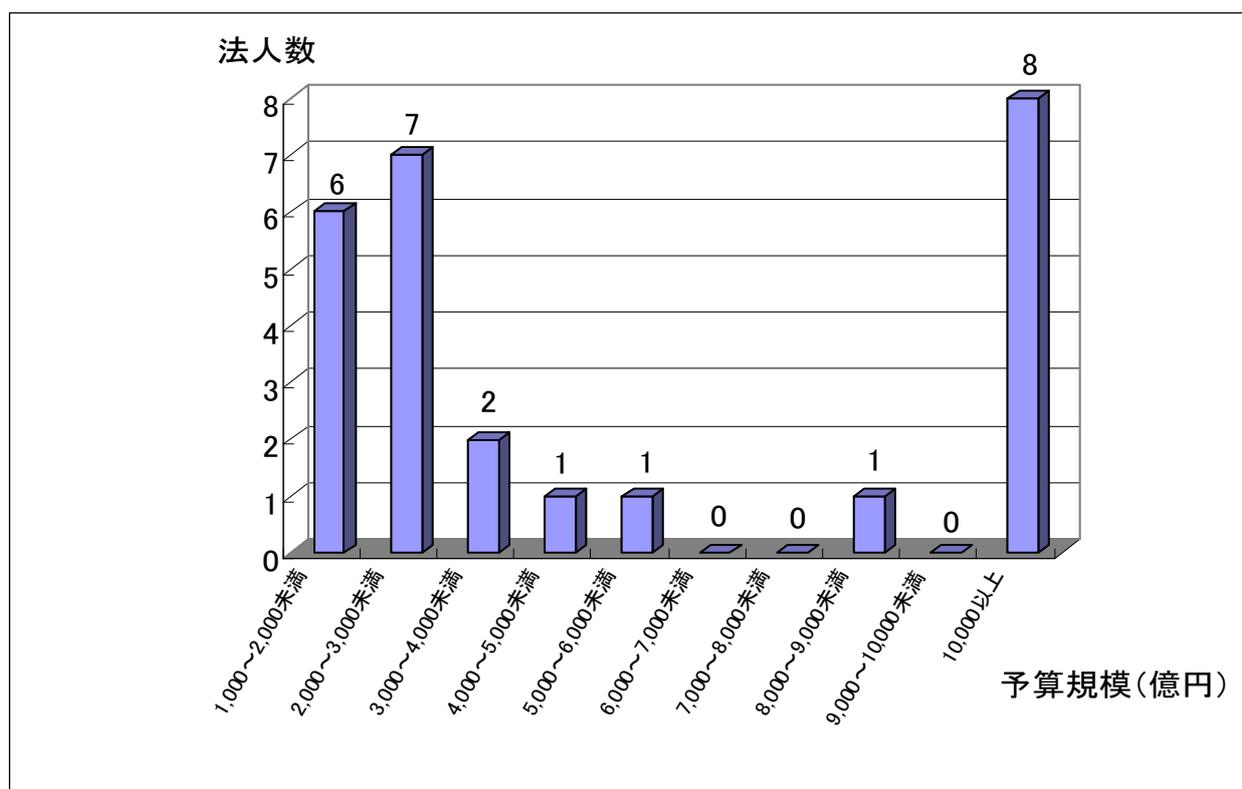
(注) 各法人の年度計画に基づき、当委員会が作成した。

図 1-10 うち予算規模 100 億円未満の法人の内訳（平成 19 年度）



(注) 各法人の年度計画に基づき、当委員会が作成した。

図1-11 うち予算規模1,000億円以上の法人の内訳（平成19年度）

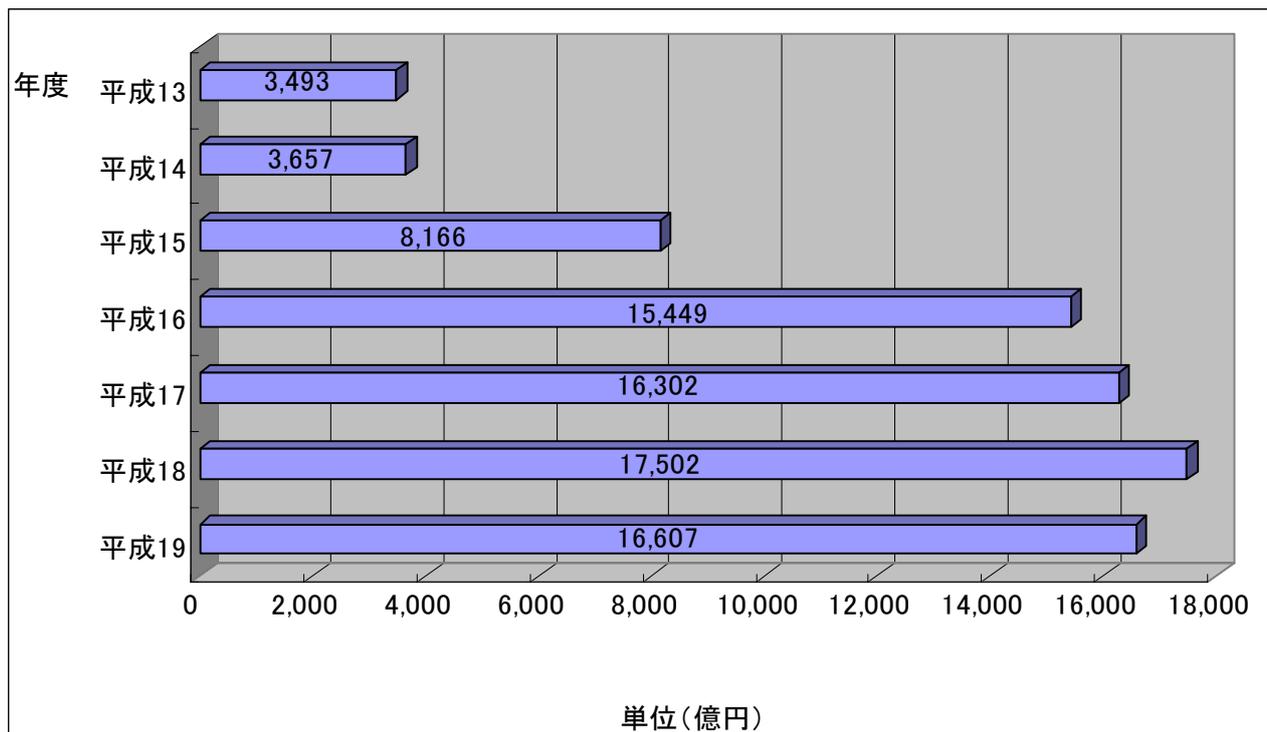


(注) 各法人の年度計画に基づき、当委員会が作成した。

② 運営費交付金の状況

多くの独立行政法人に対しては、法人の業務運営の財源に充てるため、毎年、国から運営費交付金が交付されている。当初予算における運営費交付金（過年度からの繰越しで当該年度の予算に組み込まれたものを含む。）の総額の推移をみると、平成13年度が57法人で3,493億円、14年度が59法人で3,657億円、15年度が96法人で8,166億円、16年度が108法人で1兆5,449億円、17年度が113法人で1兆6,302億円、18年度が104法人で1兆7,502億円、19年度が101法人で1兆6,607億円となっており、19年度予算では18年度予算と比較して895億円減少している（資料14から20まで参照）。

図 1-12 独立行政法人の運営費交付金の推移

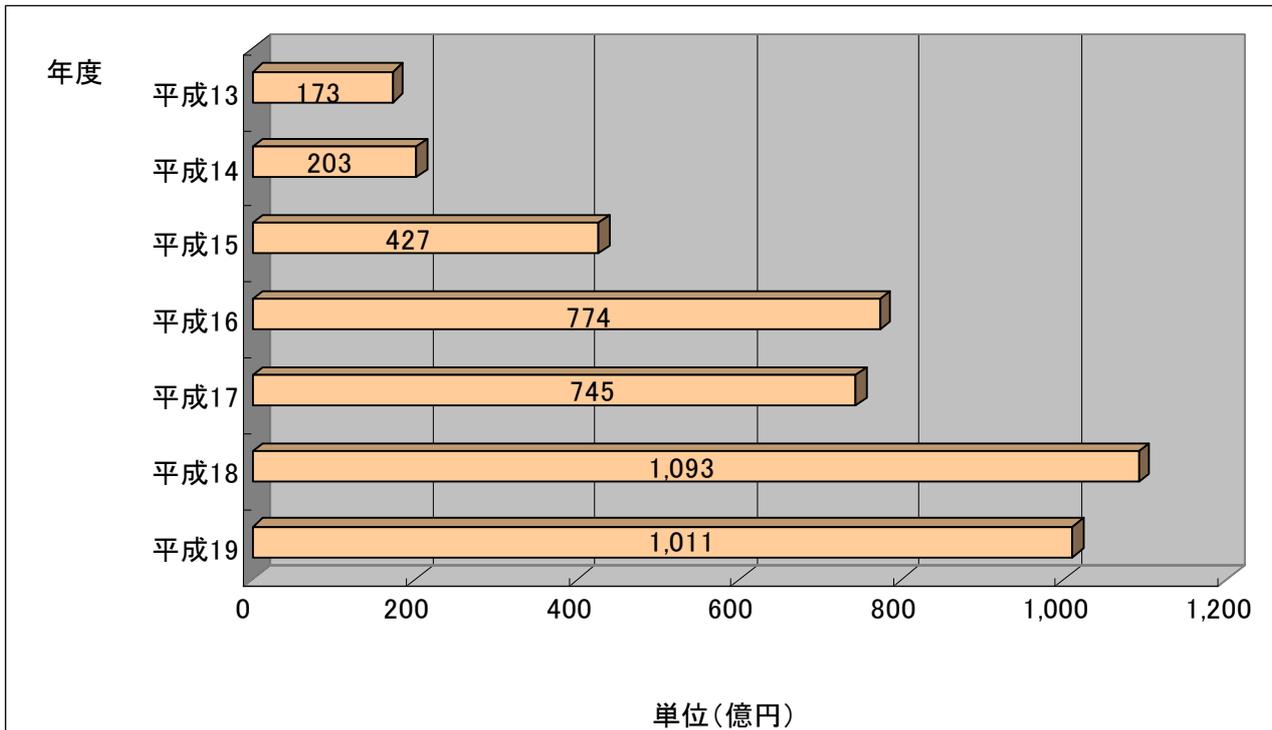


(注) 各法人の各事業年度の年度計画に基づき、当委員会が作成した。

③ 施設整備費の状況

独立行政法人に対して、国は、法人が建物等の施設の整備に必要な財源として、施設整備費の補助を行っている。独立行政法人の当初予算における施設整備費補助金の総額の推移をみると、平成13年度が57法人で173億円、14年度が59法人で203億円、15年度が96法人で427億円、16年度が108法人で774億円、17年度が113法人で745億円、18年度が104法人で1,093億円、19年度が101法人で1,011億円となっており、19年度予算では18年度予算と比較して82億円減少している（資料14から20まで参照）。

図 1-13 独立行政法人の施設整備費の推移

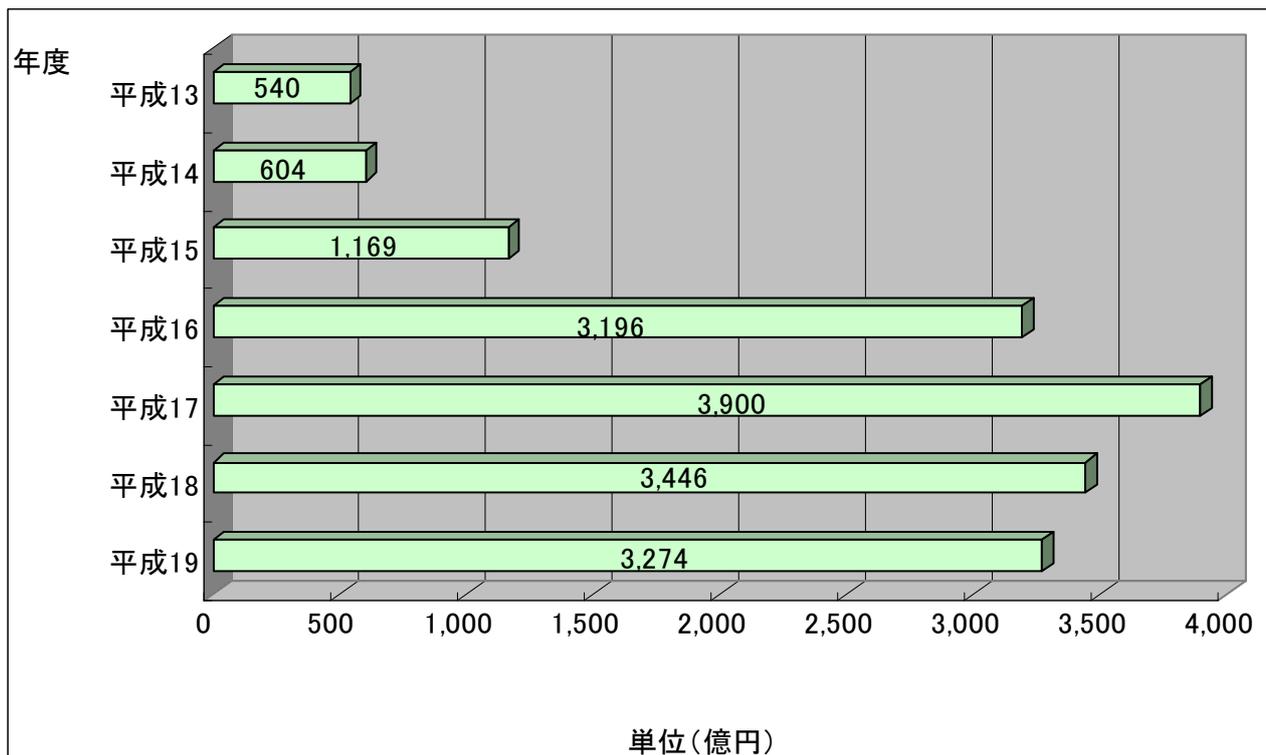


(注) 各法人の各事業年度の年度計画に基づき、当委員会が作成した。

④ 受託収入及び自己収入等の状況

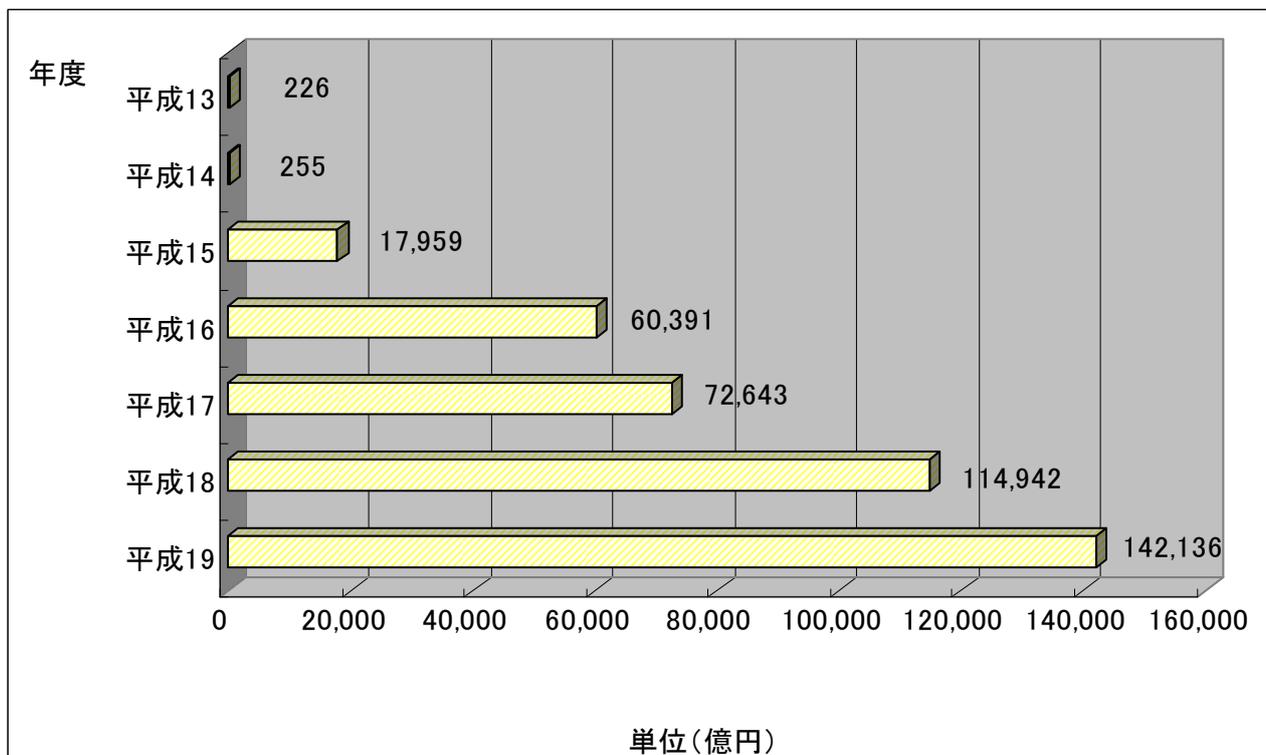
独立行政法人の当初予算における受託収入及び自己収入等の総額の推移をみると、i) 国、特殊法人、民間等から委託を受けた研究等の受託収入については、平成 13 年度が 57 法人で 540 億円、14 年度が 59 法人で 604 億円、15 年度が 96 法人で 1,169 億円、16 年度が 108 法人で 3,196 億円、17 年度が 113 法人で 3,900 億円、18 年度が 104 法人で 3,446 億円、19 年度が 101 法人で 3,274 億円となっており、ii) 自己収入等については、13 年度が 57 法人で 226 億円、14 年度が 59 法人で 255 億円、15 年度が 95 法人で 1 兆 7,959 億円、16 年度が 108 法人で 6 兆 391 億円、17 年度が 113 法人で 7 兆 2,643 億円、18 年度が 104 法人で 11 兆 4,942 億円、19 年度が 101 法人で 14 兆 2,136 億円（うち年金積立金管理運用が 4 兆 101 億円（運用収入等）、日本高速道路保有・債務返済機構が 1 兆 9,881 億円（道路業務収入等）、住宅金融支援機構 1 兆 7,496 億円（貸付金利息等）、都市再生機構が 1 兆 3,858 億円（賃貸住宅業務収入等）となっている（資料 14 から 20 まで参照）。

図 1-14 独立行政法人の受託収入の推移



(注) 各法人の各事業年度の年度計画に基づき、当委員会が作成した。

図 1-15 独立行政法人の自己収入等の推移



(注) 各法人の各事業年度の年度計画に基づき、当委員会が作成した。

⑤ 出資金・借入金等の状況

独立行政法人の当初予算における出資金及び借入金等の状況の推移をみると、i) 政府等からの出資金については、平成13年度が1法人で100億円、平成15年度が5法人で166億円、16年度が12法人で491億円、17年度が14法人で2,259億円、18年度が14法人で10兆6,077億円（うち10兆3,939億円は18年4月設立の年金積立金管理運用）、19年度が14法人で14兆6,680億円（うち14兆3,971億円は年金積立金管理運用）となっており、ii) 政府、民間及び財政融資資金等からの借入金並びに債券発行による収入等については、14年度が19法人で602億円、15年度が13法人で5,363億円、16年度が16法人で3兆3,557億円、17年度が18法人で5兆8,664億円、18年度が16法人で6兆1,701億円、19年度が11兆2,678億円となっている（資料14から20まで参照）。

なお、借入金等のうち長期借入金の状況をみると、平成14年度に19法人で602億円、15年度に7法人で216億円、16年度に5法人で1,293億円、17年度に5法人で1,289億円、18年度が4法人で1,134億円、19年度が5法人で1,308億円がそれぞれ計上されているが、14年度及び15年度(147億円)の長期借入金については、構造改革推進のための「緊急対応プログラム」(平成13年12月14日経済対策閣僚会議)による経済対策の一環として、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成14年法律第1号。14年2月8日公布・施行)により改正された通則法附則第4条第1項に基づき、当分の間、国が施設整備のため無利子で貸し付けることができる制度(基本資料1-1及び11参照)に基づく無利子借入金である。

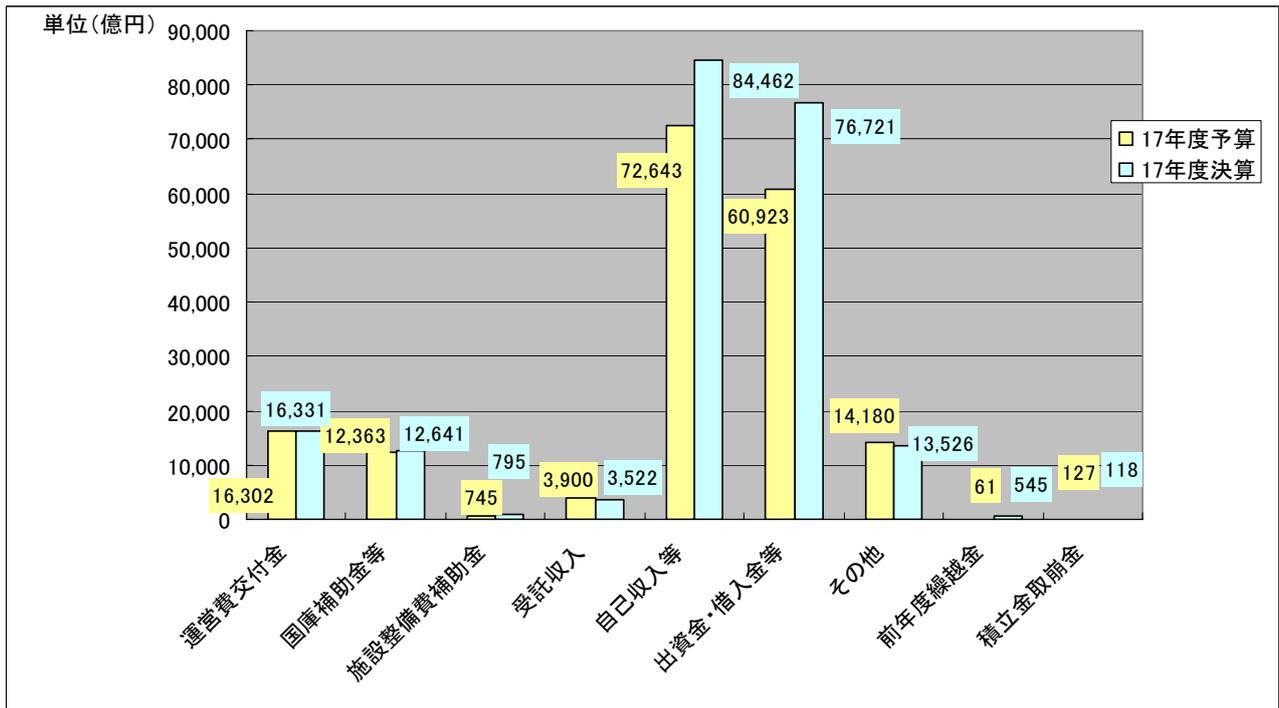
(3) 平成17年度決算の状況

平成17年度までに設立された113法人の17年度決算の総額は、収入で20兆8,661億円、支出で19兆9,902億円となっている（資料26参照）。

平成17年度の収入ベースの決算額を予算額(18兆1,243億円)と比較すると、2兆7,418億円(15.1%)増加している。収入の決算額の内訳をみると、運営費交付金が1兆6,331億円、国庫補助金等が1兆2,641億円、施設整備費補助金が795億円、国や特殊法人等からの受託収入が3,522億円、自己収入等が8兆4,462億円、出資金・借入金等が7兆6,721億円、その他が1兆3,526億円、前年度繰越金が545億円及び積立金取崩金が118億円となっており、17年度当初予算と比べ、自己収入等が1兆1,819億円増加している（資料18及び26参照）。

図 1-16

独立行政法人の予算と決算（収入ベース）



(注) 各法人の平成 17 年度の年度計画及び決算報告書に基づき、当委員会が作成した。

(4) 平成 17 年度における財務の状況

① 独立行政法人の会計処理

ア 会計処理の原則

独立行政法人の会計については、原則として企業会計原則によることとされている（通則法第 37 条）。

なお、企業会計原則は、株式会社等の営利企業を直接の適用対象としているため、公共的な性格を有し、利益を目的とせず、独立採算制を前提としない等営利企業とは異なった特殊性を有する独立行政法人にそのまま適用することは、本来伝達されるべき会計情報が伝達されない等の事態を生じかねない。このため、独立行政法人の会計については、上記の特殊性を考慮して、企業会計原則に想定されない事項についても別に規定を設け、企業会計原則を一部修正した「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会決定。17 年 6 月 29 日改訂）に基づいて処理されている。

また、一定規模（100 億円）以上の資本金を有する法人及び個別設置法により長期借入金又は債券発行をすることができる法人については、監事による監査のほか、会計監査人の監査を受けることが義務付けられており（通則法第 39 条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号。以下「共通事項政令」という。）第 2 条）、さらに、会計監査人による監査については、共通事項政令の一部改正（平成 15 年政令第 318 号）により、平成 15 年 10 月から、新たに、負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上に達している法人も対象とさ

れた（共通事項政令第2条第2号）（基本資料11及び12参照）。

平成17年度は113法人のうち79法人において、会計監査人による監査が実施された（資料27参照）。

イ 運営費交付金の会計処理方法

独立行政法人特有の制度である運営費交付金は、独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、業務がなされるまでは交付金の交付をもって収益と認識することは適当ではないことから、その会計処理方法については、「独立行政法人会計基準」において、「独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする」、「運営費交付金債務は中期目標の期間中は業務の進行に応じて収益化を行うものとする」（独立行政法人会計基準第80「運営費交付金の会計処理」1及び2）とされている。また、この収益化の方法については、同会計基準の注解において、i) 業務の達成度に応じて収益化を行う方法（成果進行型）、ii) 一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化を行う方法（期間進行型）、iii) 業務のための支出額を限度として収益化する方法（費用進行型）の三つの考え方が示されている（独立行政法人会計基準注解<注57>「運営費交付金の会計処理について」2(1)～(3)）。

平成17年度までに設立された113法人のうち、今までに運営費交付金が交付されていない13法人を除く100法人について運営費交付金の収益化の方法をみると、84法人(84.0%)が費用進行型の方法のみを採用しており、残りの16法人については、業務内容等に応じて、i) 成果進行型の方法のみを採用しているものが1法人、ii) 期間進行型の方法のみを採用しているものが1法人、iii) 成果進行型と期間進行型の方法を使い分けているものが8法人、iv) 期間進行型と費用進行型の方法を使い分けているものが1法人、v) 三つの方法すべてを使い分けているものが5法人となっている（資料28参照）。

ウ セグメント情報の開示

独立行政法人においては、独立行政法人会計基準第78により、貸借対照表や損益計算書等の内容を補足するための附属明細書の中で「開示すべきセグメント情報」を明らかにすることとされており、また、同セグメント情報は、独立行政法人会計基準第42により、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考としつつ、当該法人の業務内容等に応じて、各法人において個々に定めることとされている。

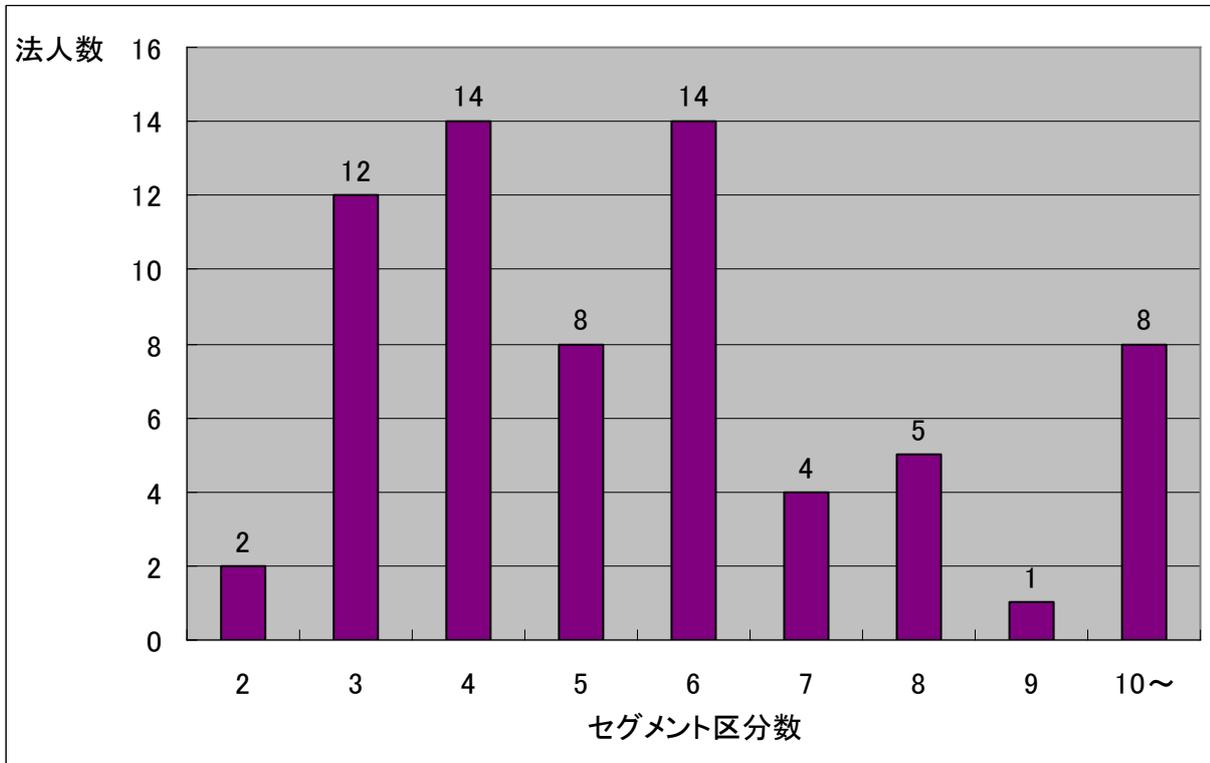
平成17年度までに設立された113法人について、17年度の附属明細書におけるセグメント情報の開示状況をみると、73.5%に当たる83法人が情報開示を行っている。

また、セグメント区分の方法としては、個別設置法等に基づく法定区分の経理によって行っているものが38法人みられるほか、法人が独自に定めた区分として、研究分野別等の事業別に区分されているものが64法人（23法人は法定区分の経理によって行っている法人と重複計上）、研究所等の施設別に区分されているものが5法人（1法人は研究分野別等の事業別に区分されているものと重複計上）みられる。

法人独自の区分によりセグメント情報を提供している68法人について、セグメント区分数別の法人数をみると、4区分又は6区分としているものがそれぞれ14法人

と最も多く、次に、3区分としているものが12法人となっている（図1-17参照）。また、最も区分数の多い法人は、農業・生物系特定産業技術研究機構であり、19区分としている（資料29参照）。

図1-17 セグメント区分の実施状況（法定以外）



(注) 各法人の平成17年度の財務諸表に基づき、当委員会が作成した。

エ 連結財務諸表の作成

「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）により、特殊法人等から移行の独立行政法人の中には、民間企業等に対する出資を業務とする法人もあることから、独立行政法人とその出資先の会社等を公的な資金が供給されている一つの会計主体としてとらえ、公的な主体である独立行政法人の説明責任を果たすため、15年3月3日、独立行政法人会計基準及び同注解が改訂され、連結財務諸表に関する基準が新たに設けられ、個別財務諸表とともに開示するものと位置付けられた。

② 損益の状況

平成17年度までに設立された113法人（16年度は108法人）について、17年度の損益計算書上の損益の状況をみると、次のとおり、89法人（同81法人）が合計で8,604億円（同8,778億円）の利益を計上し、22法人（同27法人）が合計で623億円（同862億円）の損失を計上している。

表 1-15 平成 17 年度の損益の状況

(単位：百万円)

区 分	利 益	損益なし	損 失
法人数	89(81)	2 (0)	22 (27)
金額合計	860,434 (877,842)	0 (0)	△62,332 (△86,167)

(注) 1 各法人の損益計算書に基づき、当委員会が作成した。

2 各欄の () 内は、平成 16 年度の損益の状況である。

個々の法人における利益の額は、最大のものが中小企業基盤整備機構の 2,996 億円、次に勤労者退職金共済機構の 1,748 億円、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の 1,305 億円、都市再生機構の 781 億円、日本貿易保険の 565 億円となっている。

また、損失を計上している法人は 22 法人 (16 年度は 27 法人) あり、最大のものが新エネルギー・産業技術総合開発機構の 123 億円、次に日本スポーツ振興センターの 118 億円、情報通信研究機構の 113 億円、農畜産業振興機構の 78 億円の損失となっている (資料 30 参照)。

③ 運営費交付金債務の状況

独立採算制を前提としない独立行政法人に対しては、国の予算において所要の財源措置を行うものとされ (通則法第 46 条)、平成 17 年度においては、運営費交付金として 100 法人 (16 年度は 96 法人) に対して総額 1 兆 6,293 億円 (同 1 兆 5,461 億円) が交付されている。

平成 17 年度末において、運営費交付金債務の額は、45 法人 (16 年度は 92 法人) の合計で 1,783 億円 (同 1,746 億円) である。

また、個々の法人について、運営費交付金債務の額をみると、最大は石油天然ガス・金属鉱物資源機構の 493 億円、次は新エネルギー・産業技術総合開発機構の 380 億円、雇用・能力開発機構の 154 億円となっている (資料 31 参照)。

④ 目的積立金の状況

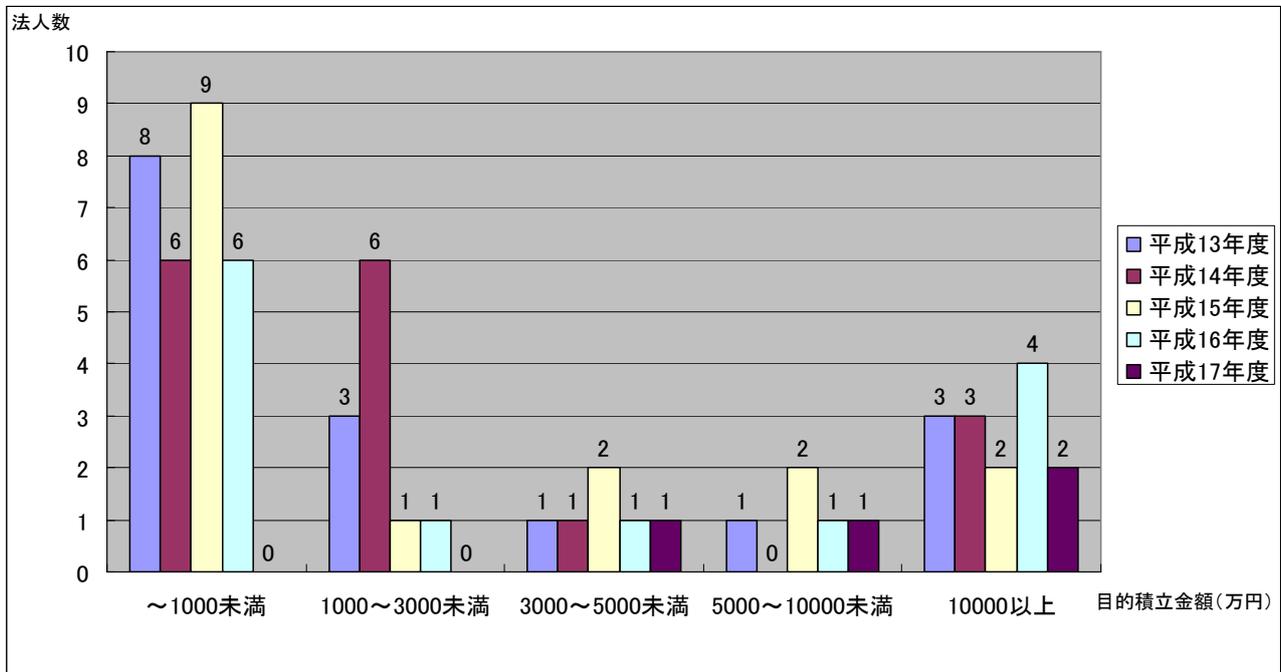
独立行政法人は、通則法第 44 条第 3 項により、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、法人の経営努力により生じた額として主務大臣の承認する金額 (以下「目的積立金」という。) について、翌年度以降、中期計画の「剰余金の使途」の項目で定めておいた使途に充てることができることとされており、その額は、法人における経営努力を示す指標の一つとしても位置付けられる。

平成 17 年度決算における利益は、89 法人で総額 8,604 億円となっているが、目的積立金として主務大臣の承認を受けているのは、4 法人 (平成 16 年度は 13 法人) で総額 5 億 5,100 万円となっている。

目的積立金の金額別法人数をみると、1 億円以上が 2 法人 (同 4 法人) であり、最も多い。金額が最大なのは石油天然ガス・金属鉱物資源機構の 3 億 1,700 万円 (希少金属

鉱産物備蓄積立金)、次に産業技術総合研究所の1億3,900万円(研究施設等整備積立金)、次に造幣局の6,400万円(研修・研究・施設改善等積立金)となっている(資料32参照)。

図1-18 目的積立金の状況(承継分を除く)



(注) 各法人の平成13年度~17年度の財務諸表に基づき、当委員会が作成した。

なお、平成17年度に、中期計画であらかじめ定めた用途に充てるため、目的積立金の取崩しを行っている独立行政法人は16法人である。

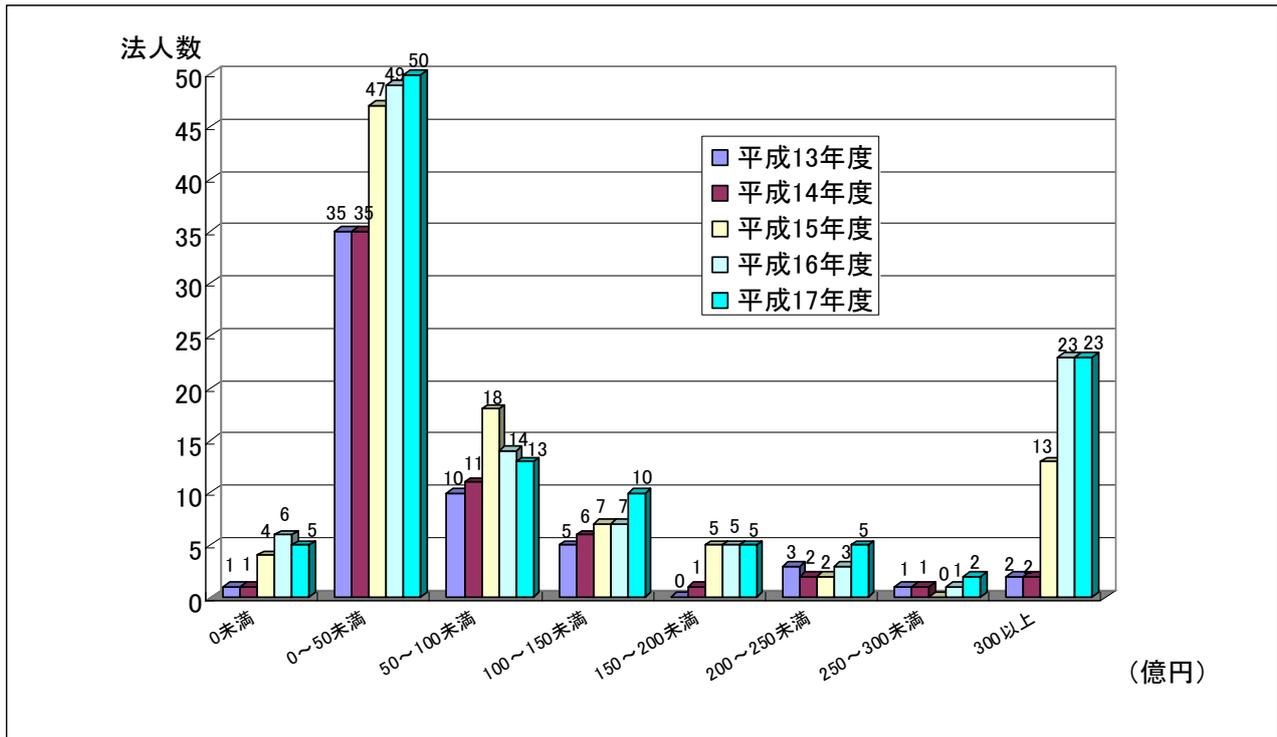
⑤ 行政サービス実施コストの状況

独立行政法人においては、法人の業務運営に関して、納税者たる国民の負担に帰せられるコストを明らかにすることを目的として、主務省令に基づき、「行政サービス実施コスト計算書」を財務諸表の一つとして作成することとされている。同計算書は、「業務費用」、「損益外減価償却相当額」、「引当外退職手当増加見積額」及び「機会費用」(国有財産の無償使用及び国の出資等を行っていないならば、本来国の収入となったと考えられる国民負担額)で構成されており、これらから算出される行政サービス実施コストには、実質的に国民負担に帰するコストが網羅的に含まれることから、法人の評価に当たって、これを用いることにより、法人の業務によりもたらされるベネフィットとの比較検討を行うことが可能となる。

平成17年度までに設立された113法人について、17年度の行政サービス実施コストの状況をみると、業務費用が1兆8,530億円、損益外減価償却相当額が2,459億円、引当外退職手当増加見積額が△138億円、機会費用が2,605億円、法人税及び国庫納付額の控除が△386億円となっており、合計では2兆3,070億円の国民負担となるコストが生じている。

行政サービス実施コストの規模別の法人数をみると、50億円未満のものが55法人あり、最も多い。個々の法人における行政サービス実施コストの額について、最大は新エネルギー・産業技術総合開発機構の2,243億円、次に農業者年金基金の1,696億円、宇宙航空研究開発機構の1,645億円となっている。また、その額が最小ものは、中小企業基盤整備機構の△2,605億円、次に勤労者退職金共済機構が△1,640億円となっている（資料33参照）。

図1-19 行政サービス実施コスト規模別の法人数



(注) 各法人の平成13年度～17年度の財務諸表に基づき、当委員会が作成した。

5 評価結果の反映状況等

(1) 評価結果の反映状況

① 府省委員会の評価結果の反映状況

独立行政法人の効率的・効果的な運営、国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図るためには、まずもって府省委員会が行う評価結果の法人の業務運営への着実な反映が重要である。

平成 16 年度業務実績に関して府省委員会が行った評価結果の反映状況をみると、例えば、効率的な業務運営による費用の削減、自己収入の拡大、業務態勢の見直し、他機関との連携・協力等に反映されてきている。

表 1-16 府省委員会の評価結果(平成 16 年度業務実績評価)に対する主な反映事例

所管府省	法人名	府省委員会の評価結果の反映の概要
総務省	統計センタ ー	IT を活用した業務基盤整備が効率的な業務運営に効果的であるとの評価を受けて、新規にコンピュータシステムを導入した結果、17 年度執行額が従来比で約 5,000 万円の削減となった。 独立行政法人化のメリットを最大限にいかすため、受託製表の拡大を図るべきとの評価を受け、28 都道府県から新たに受託するなど受託製表業務の拡大を図った。
	平和祈念事 業特別基金	効率的な業務運営に努めていくことを期待するとの評価等を受けて、外部委託の推進等により経費総額を削減し、平成 17 年度においては、前年度比 4,200 万円の経費総額を削減した。
外務省	国際協力機 構	改革の効果について慎重にレビューすることが求められるとの評価を受けて、在外強化の方針の下、改革の効果について本部及び在外事務所に対するレビューを 17 年度に実施し、これまでの成果を確認するとともに、抽出された課題に対する具体策を検討、実施した。また、17 年度は国内機関の再編の第二段階の検討を行い、その結果を明らかにした上で、各機関の機能強化の方針を打ち出した。
	国際交流基 金	どの範囲の事業にどの程度の資源を投入すべきかということに関する明確な考え方が、日本全体として確立されることが必要であるとの評価を受けて、中国や韓国における反日感情の高まりへの対応については、韓国との間で「日韓友情年」を中心とした様々な交流事業を重点的に実施したほか、中国との間でも、21 世紀日中交流特別事業を通じた中国と日本の幅広い交流の促進に向けた事業の準備に着手し、また、政府の出資を得て日中交流センターの立ち上げを決定した。
財務省	酒類総合研 究所	前年度の実績評価において共同研究等の積極的な実施を要望されたことを踏まえ、17 年度においては前年度を上回る共同研究等を実施した。 共同研究：16 年度 24 件→17 年度 29 件 共同研究グループへの参加：16 年度 0 件→17 年度 1 件

所管府省	法人名	府省委員会の評価結果の反映の概要
文部科学省	物質・材料研究機構	生体材料について、バイオエレクトロニクスなども含めて強力に進めるべきであるとの指摘を踏まえ、バイオエレクトロニクスに関する研究は生体材料の研究の中で、機構内でバイオ分野の研究を行っている関係部署と連携しながら推進する。
	教員研修センター	厳しい地方財政状況を前提に、どのように受講者や派遣者等のニーズを掘り起こし、魅力的な研修を構築するかが今後の課題となるとの指摘を踏まえ、研修の目的やこれまでの実施状況、受講者からのアンケート結果等に見られた受講者、派遣者側のニーズを踏まえ、研修事業の廃止・縮減・拡充といったメリハリのある改善措置を講じた。
	日本学術振興会	博士課程の大学院生は、研究を分担しており、諸外国ではその多くが経済的支援を受けていることから、優秀な博士課程学生を支援する特別研究員制度は重要であるとの指摘を踏まえ、優秀な博士課程の大学院生にフェロシップを支給する特別研究員事業について、180人の増員を図った。
	日本スポーツ振興センター	自己収入の確保については、様々な方策の検討が行われており、ある程度評価ができるが、計画額に対し、実績額がわずかではあるが下回っており、更に多様な方策を検討していく必要があるとの指摘を踏まえ、スポーツ利用の促進に努めるとともに、スポーツ利用のない期間においては、コンサート等文化的行事への利用拡大を図り、自己収入の確保に努めた。
	国立高等専門学校機構	独立行政法人化によるスケールメリットをいかし、共通業務における効率化を一層進める必要があるとの指摘を踏まえ、これまで各国立高等専門学校55校ごとに管理していた人事、共済、給与業務を一元化することにより、スケールメリットをいかし、共通業務における効率化を一層進めるため、共通の人事・共済・給与システムを導入し、平成19年度中に本格稼働させるための諸準備を行っている。
厚生労働省	勤労者退職金共済機構	<p>「研修の受講者の評価を受けるべきであると思われる」との評価結果を受けて、平成17年度に実施した研修に対する受講者の評価を平成18年度研修計画に反映。</p> <p>例：① メンタルヘルス研修について「対象者を拡大すべきとの指摘を踏まえ実施回数及び対象者を拡大</p> <p>② 独法会計基準・経理基礎研修「短期間での習得は難しいので、期間をおいて別々に実施してほしい」→受講研修コースを変更(一体となっていたコースを別々のコースへ)</p> <p>③ Excel等基礎研修「学生時代に既に習得した内容であった」→研修内容をより高度なものに変更)</p> <p>「ホームページにおける情報が、各事業本部ごとに別々に提供されており、見やすさという点においても、コスト面においても非効率的であり、今後、内容の充実を図り、アクセス件数や利用者満足度等の客観的評価も取り入れつつ、ホームページの管理体制の統一に向けた努力が必要である。」との評価結果を踏まえ、機構及び各事業本部のホームページについて、使用する文言</p>

所管府省	法人名	府省委員会の評価結果の反映の概要
		<p>等の統一や閲覧者のニーズを考慮したレイアウトの変更等を実施。</p> <p>「中小企業においては電話等による相談が多い中、相談者の疑問等に的確に対応できているか検証する体制が重要であり、相談結果を調査・分析するなど相談結果をマニュアルや業務運営に適切にフィードバックできる相談業務体制が求められる。」との評価結果を踏まえ、職員研修を実施し、対応マニュアルの見直しを行った上で職員等に周知徹底を実施。</p>
	高齢・障害者雇用支援機構	<p>アンケート調査等により把握したニーズ等を業務改善に役立つようにフィードバックする体制を整備する必要があるとの指摘を受け、再就職支援のための相談・援助等を行った事業主等に対するアンケート結果の自由記述欄の分析を行い、地方高齢法人へのフィードバックを実施。</p>
	労働者健康福祉機構	<p>リハビリテーション施設の運営について、作業所の制度そのものの抜本的な見直しが必要との指摘を受け、「労災リハビリテーション作業所のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、検討した結果2作業所の廃止決定を含む制度の抜本的な見直しに着手。</p>
農林水産省	農林水産消費技術センター	<p>法人の有する専門技術的知見を活用し、必要な業務を重点的に実施するとともに、分析業務の集中化による業務の効率化等により、国民及び行政のニーズに対応した柔軟な業務運営を行う必要があるとの評価を受けて、平成18年度において、組織の再編等を行った。</p>
	種苗管理センター	<p>機械・施設の老朽化による更新が集中すると多大な出費となり経費の増加につながることから、計画的かつ早めの点検整備を行って、大きなトラブルを回避するなどより、リスクの大きな機械等の保守管理の方法を工夫されたいとの評価を受けて、各農場で機械、施設の修理に欠かせない技能の取得に係る研修を受講させた。延べ11人が受講し、保守管理能力を高めて、機械機具費の低減を図っている。</p> <p>種苗調査のアンケート調査に関しては、正確な実態把握ができるよう、内容・方法等の工夫・検討が必要であるとの評価を受けて、アンケート調査に代え、依頼業者の生産・品質管理担当者等による意見交換会を開催し、種子伝染性病害検査に追加を希望する項目を聴取した。その結果、特に強い追加要望のあったウリ科野菜種子の果実汚斑細菌病検査について、病害検査項目への追加を目的とした調査を強化することとした。</p> <p>生産計画の策定基礎となる原種等希望数量と申請数量が大きく変動することで申請数量と配布数量が大きくかい離することないよう努力すべきとの評価を受けて、全国のばれいしょ採種道県会議や各道県で行われる種苗需給会議等に参加し、需要動向を的確に把握するよう努めるとともに、原原種生産農場から定期的に報告される選別状況等を基に配布数量の把握に努めた。</p> <p>SSR マーカーの利用（品種識別）が果樹のみならず、花きについても可能であることが明らかになったことにより、将来的に不可欠な技術と考えられる、より簡便なDNA品種識別手法の実用化への技術開発が期待されるとの評価を受け、バラの品種識別に有効な12種類のSSRマーカーの開発に成功した。また、カーネーションでは、SSR配列を含む62個のクローンから決定した塩</p>

所管府省	法人名	府省委員会の評価結果の反映の概要
		<p>基配列をもとに 19 種類の SSR マーカーを得た。</p> <p>種苗に関する情報提供・公開を進める観点から、ホームページの一層の充実や、より積極的な活用に向けての対策を図る必要があるとの評価を受けて、品種登録出願者等に対し、栽培試験に係る情報を提供するため、種類別審査基準、主要な植物の特性調査のための栽培方法及び担当農場のページを開設する等情報提供の充実を図った。</p> <p>「費用対効果」については、各農場等の特徴を考慮しつつ比較検討を継続的に実施し、将来的な統廃合を含む合理化の課題を念頭に置きつつ業務の遂行に当たる必要があるとの評価を受けて、次の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 栽培試験業務については、4 農場 1 分室で実施されていた業務を 2 農場に集約化。 ii) 茶樹の原種生産及び配布業務については、府県又は民間へ移行し、平成 18 年度中に廃止。 iii) 久留米分室を廃止 等
	家畜改良センター	<p>牛トレーサビリティ業務の信頼性を高めるために投入するコストは大きく、生産者や一般の方々から十分な理解と協力が得られるよう、もっと工夫して上手に PR する必要があるとの評価を受けて、i) ホームページにおいてユーザーニーズの把握等のため、ウェブアンケートを実施、ii) 牛の生産者に対し、制度に対する理解の向上を図るため、「農家向けマニュアル」を作成し、約 13 万戸の牛の管理者に直送。</p> <p>調査研究のうち形質評価手法の開発については、牛肉等の脂肪酸の不飽和度、融点等食味に影響を及ぼすとみられる項目が種畜の選抜指標としての利用が期待できることから、評価システムの確立に向けた一層の取組が必要であるとの評価を受けて、牛肉等について官能検査を実施し、脂肪酸組成等の機器分析値と食味要素との有意な相関を得た。</p>
	農畜産業振興機構	<p>特殊法人等改革の趣旨にのっとり、計画的・段階的に人件費の削減を行うべく、具体的な目標を設定し、給与構造の見直しについて検討することを要望するとの評価を受けて、役員報酬を 14%削減することを始めとした役職員の本俸水準の計画的・段階的な引下げを行う等の「給与構造の見直し」を実施した。その結果、平成 18 年度の人件費予算は、平成 16 年度比で 4%の削減となった。</p> <p>機能面、効率面から検討を継続し、機構の業務ニーズに対する変化を踏まえ、業務・組織の見直しを行うことを要望するとの評価を受けて、隣接した位置関係にある大阪事務所と神戸事務所の統合や中国貿易の拡大等の変化に対応するため、本部に国際情報審査役を新設した。</p>
	農業者年金基金	<p>被保険者資格の適正な管理及び標準処理期間内での事務処理について、今後ともより一層資格の適正な管理、事務処理の迅速化に努められたいとの評価を受けて、返戻件数を減少させるための方策として、裁定請求書の記載内容等を最終的に確認するためのチェックシートを作成し、業務受託機関に配布した。</p>

所管府省	法人名	府省委員会の評価結果の反映の概要
		給与水準については、社会一般の情勢に適合したものとなるよう留意されたいとの評価を受けて、国家公務員の引下げ率（平均△0.3%）を上回る引下げ（平均△0.4%）等を行った。
経済産業省	産業技術総合研究所	財務内容に関して、今後の自己収入のより一層の増加を期待したいとの評価を踏まえ、民間企業との共同研究の推進に努めた結果、17年度における自己収入は312億円と16年度に比して約28億円増加した。
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	一般管理費の削減について、業務が多岐にわたり多くの職員を抱えている組織の事務の効率化は容易ではないが、機動的かつ柔軟に取り組みつつ、必要に応じて修正していくべきと意見を踏まえ、当初目標の達成（19年度末までに特殊法人比15%以上削減）に向けて精力的な効率化に取り組み、計画以上のペース（17年度末までに12.2%減）で削減した。
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	外部委員による業務評価については、前年度の実績評価において継続を要望されたことを踏まえ、17年度においても業務評価委員会を3回、専門部会・技術評価部会を計16回開催した。
	中小企業基盤整備機構	業務全般の効率化については、前年度において目標を上回る実績を評価されたことを踏まえ、運営費交付金の削減については17年度も目標（年1%程度減）を上回る削減（前年度比3.9%減）を達成した。
国土交通省	土木研究所	セキュリティの強化が必要との指摘を受けて、セキュリティポリシーを策定するとともに、セキュリティに関する情報を随時電子メールで周知した。
	自動車検査独立行政法人	職場環境を考えると黒煙処理装置の整備を早期に進めるべきとの指摘を受けて、検査場内に滞留する黒煙を効率的に排除するため、全国24か所の検査場にディーゼル黒煙処理施設を設置した。
環境省	環境再生保全機構	<p>地球環境基金助成金の支払処理期間について短縮や利用者の利便性の向上について、更に努力する必要があるとの評価を踏まえ、すべての申請団体に対する支払時期ごとの一括支払から、支払審査が完了したものを順次、会計機関へ回し、振込（支払）回数を増やした結果、平均処理期間は、平成15年度の31.24日から平成17年度は28.71日に短縮した。</p> <p>また、助成採択案の内定及び交付決定時期についても、平成16年度と比べ1週間程度の早期化が図られており、さらに、ダウンロードが可能な募集案内、申請様式等をホームページに掲載し、利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>地球環境基金事業の存在を国民に知らせる活動が更に行われることを期待するとの評価を踏まえ、寄付の方法や基金の造成状況等をホームページに掲載する等の募金活動を行った。</p> <p>また、募金活動に結び付けるべく、民間企業からの寄付金受入れに関しPRを行った結果、大手コンビニエンスストアからまとまった寄付金（平成18年度から）を受けられる運びとなった。</p>

（注）平成16年度の評価に基づき、当委員会が作成した。

② 当委員会の意見の反映状況

当委員会は、上記の府省委員会の平成 16 年度業務実績に関する評価結果についてそれぞれ評価を行い、必要な意見を述べてきた。当委員会の評価結果に基づく意見の反映状況をみると、例えば、当委員会の意見に対する評価方法の改善、評価の視点の見直し、評価書の記述方法、評価対象の拡充等に反映されてきている。

表 1-17 当委員会の意見の主な反映事例

所管府省	法人名	当委員会の意見の反映の概要
内閣府	北方領土問題対策協会	貸付業務におけるリスク管理債権の管理、回収にあたっては、法人が具体的な指標等を設定し、それに基づき着実に実施しているかとの観点から、的確な評価を行うべきであるとの指摘を受け、中期目標及び中期計画にリスク管理債権の削減に関する中期目標を新たに盛り込んだ。
外務省	国際協力機構	当委員会の指摘である「固定的経費の定義を明らかにし財務諸表の数値との関係を明らかにした上で評価すべき、開発投融资等の廃止業務についてその具体的な効果の発現状況を把握して評価すべき等」を踏まえ、平成 17 年度業績評価において、固定的経費の定義等を明らかにした上で評価を行い、また、開発投融资等の廃止に向けた具体的なスケジュールに基づく進捗状況等を評価シートに記載した。
	国際交流基金	当委員会の指摘である「機構改革について効率化の成果を把握した上で評価すべき等」を踏まえ、平成 17 年度評価において、事業部門の整理統合等の機構改革について、法人のマネジメントの観点から効率化の成果を把握した上で評価を行った。
財務省	国立印刷局	印刷局病院の抜本的な改革の検討状況について評価書上に具体的に記述すべきとの当委員会の意見を受けて、平成 17 年度業務実績評価において、病院事業について、小田原健康管理センターの収支の改善が図られたものの、病院事業全体では収支は悪化している。東京病院に関しては、キャッシュフローベースでの収支均衡を目指したアクションプログラムを策定した経営努力はうかがえるものの、中期計画に記載されている病院の在り方等抜本的な改革を平成 18 年度以降に持ち越しており、今後も注視していく必要があると評価した。
文部科学省	国立博物館	研究機関としての未成熟性が当委員会からの指摘のポイントであるが、研究成果の発表や蓄積の方法に問題があると考えられる。学会との交流、法人内の研究支援システム、研究審査制度の確立など改善すべきであると評価した。
	宇宙航空研究開発機構	昨年の当委員会の指摘事項に該当する情報収集衛星の評価については、JAXA において責任ある内部評価を行っており、その結果及び事業内容について、委託者である文科省と受託者である JAXA 双方から、公表できる範囲でヒアリングを実施し、評価を行った。
	日本芸術文化振興会	当委員会の指摘「養成・研修事業の費用の適切性等」については実情を評価したが、今後、養成・研修の分野や講師委嘱の在り方も検討

所管府省	法人名	当委員会の意見の反映の概要
		し、また、修了生の活動状況も継続的に注視しながら、前向きな対応をとることが望ましいと評価した。
農林水産省	農畜産業振興機構	<p>当委員会の指摘である「①畜産勘定における多額の現金・預金の効率的な管理・運用を促す、②砂糖年度における収支状況を評価書・事業報告書等に明記、③出版物として情報を提供することの在り方が明確になるような評価、④地方出先機関等の効果的・効率的な運営、⑤統合によるより効果的・効率的な組織・業務運営」を踏まえ、下記のような対応を行った。</p> <p>① 畜産勘定の現金・預金（事業用資金である調整資金及び畜産業振興資金）については、その保有の目的、管理・運用方法等について、自己評価シート等から十分に把握した上で評価を行った。</p> <p>② 砂糖勘定の主な業務である砂糖価格調整制度については、会計年度とは異なる砂糖年度（10月1日～翌年9月30日）による事業運営を行っていることを踏まえ、調整金等収入額と国内産糖交付金等支払額の砂糖年度における収支状況を自己評価シート別添資料で確認した上で評価を行った。</p> <p>③ 情報提供業務については、引き続き出版物のニーズ・効果の把握結果、コストを可能な限り把握し、機構における有料化の検討状況も踏まえて評価を行った。</p> <p>④ 平成17年度の実績報告においても、地方出先機関等ごとの業務内容・運営コスト等について、可能な限り把握し、評価を行った。</p> <p>⑤ 機能的で効率的な組織体制を整備するため、本部事務所の統合、総務・経理の共通管理部門の統合等を行ってきたが、「管理職の割合が約5割となっている状況等を踏まえ」との指摘があったことを踏まえて、これまでの取組について整理（管理職数の推移を含む）・把握し、評価を行った。</p>
	農業者年金基金	<p>当委員会の指摘「①各連絡事務所の業務実績等の把握、②新規加入者1人当たりの制度普及活動費などの現状を明らかにする、③委託業務に関する実績等の把握」を踏まえ、下記のような対応を行った。</p> <p>① 各連絡事務所の業務実績等を把握した上で評価を行った。</p> <p>② 新規加入者数の対前年度比を指標として評価を行った。</p> <p>③ 委託業務に関する実績等を把握した上で評価を行った。</p>
	農林漁業信用基金	<p>当委員会の指摘である「①林業信用保証業務について、中期目標期間終了時の検討に資するような評価を行うべき、②求償権の回収について、具体的な指標を年度計画で開示した上で客観的に評価すべき、③回収金について、具体的な指標を年度計画で開示した上で客観的に評価すべき等」を踏まえ、下記のような対応を行った。</p> <p>① 平成17年度業務実績評価において、評価指標の小項目として「求償権の管理・回収、保険料・保証料等の確実な徴収等収支改善に向けた取り組み」を追加し、収支改善に向けた取り組みについて、評</p>

所管府省	法人名	当委員会の意見の反映の概要
		<p>価を行った。</p> <p>② 平成 18 年度年度計画に求償権の回収見込額を開示した。</p> <p>③ 平成 18 年度年度計画に回収金の見込額を開示した。</p>
	緑資源機構	<p>当委員会の指摘である「①地方出先機関の更なる効果的・効率的な運営を促すような評価、②水源林造成事業については、立木価格等の前提条件を変化させた場合についても把握した上で評価すべき、③緑資源幹線林道事業において、より効率的な業務運営を促すような評価をすべき」を踏まえ、下記のような対応を行った。</p> <p>① 地方出先機関ごとの内訳を評価シートに明示し、林野分科会の中で説明聴取。これらを踏まえ評価を行った。</p> <p>② 一定の前提条件を置いた上で採算性についての試算を行い、林野分科会の中で説明。また、水源林造成事業の事業実施コストの縮減への取組についても同分科会で説明聴取。これらを踏まえ評価を行った。</p> <p>③ 負担金等の徴収金利上乗せ措置等の収支相償を図る取組状況について林野分科会の中で説明聴取。これらを踏まえ評価を行った。</p>
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>産業界への貢献等アウトカムの視点からも評価を行うべきとの当委員会の指摘を踏まえ、平成 17 年度業務実績評価において、研究開発マネジメントに関する総合的な PDS サイクルの導入、質を重視した産学連携・人材育成、研究開発成果のアウトカム評価等の活動に対して評価した。</p>
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>民間備蓄融資業務について、業務の全体像を把握し、融資の詳細の検討や当該業務の更なる効率的な運営の実現に資する評価を行うべきとの当委員会の指摘を踏まえ、平成 17 年度業務実績評価において、融資先の財務状況や業界動向などを踏まえた融資審査の取組状況について評価した。</p>
	中小企業基盤整備機構	<p>産業用地の分譲について、明確な目標に基づき分譲実績や分譲による損益について適切に評価すべきとの当委員会の意見を踏まえ、平成 17 年度業務実績評価において、販売用不動産(産業用地)の分譲について、目標と実績との対比、価格設定の方法、累積欠損金の解消状況等を踏まえて評価した。</p>
国土交通省	都市再生機構	<p>ニュータウン事業の廃止に向けた用地の早期処分等を確実に実施すべきとの指摘を受けて、地区毎に供給・処分計画を策定し、四半期毎に支社等から報告を踏まえ計画と実績の乖離の要因分析を行う等、進捗状況の管理を行った。</p> <p>多額の割賦等譲渡債権等を抱えていることについての指摘を受けて、宅地造成等経過勘定に係る割賦債券の証券化による資金調達を実施するなど、有利子負債を平成 16 年度末と比較して 8,287 億円減少させた。</p>

(注) 平成 16 年度の評価に基づき、当委員会が作成した。

(2) 役員報酬及び人事への反映の公表状況

独立行政法人の毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後の業務実績に対する府省委員会の評価結果については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）において、「独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬（役員給与・退職金の大幅カットを含む。）や役員人事（解任を含む。）に反映させる。」とされている。さらに、その反映状況については、「独立行政法人の業務の実績についての評価結果の役員報酬、人事への反映について」（平成14年5月31日内閣官房行政改革推進事務局事務連絡）により、各法人は毎年度公表することとされている。

評価結果の役員報酬への反映状況については、平成19年6月末までに、各府省及び各法人のホームページ等において、役職員の報酬・給与等の公表の一環として、「平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方」欄により公表されているところである。

評価結果の役員人事への反映状況については、内閣府、文部科学省、国土交通省、環境省及び防衛省において公表されている。

表1-18 評価結果の役員報酬等への反映に関する閣議決定

<p>○ 「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）（抜粋）</p> <p>Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項</p> <p>3 独立行政法人</p> <p>(2) 組織及び運営の基本</p> <p>ハ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるといふ独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬（役員給与・退職金の大幅カットを含む。）や役員人事（解任を含む。）に反映させる。</p> <p>○ 「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）（抜粋）</p> <p>Ⅱ 新たな公務員制度の概要</p> <p>3 適正な再就職ルールの確立</p> <p>(2) 特殊法人等への再就職に係るルール</p> <p>③ 独立行政法人</p> <p>イ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるといふ独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の定めるところに従い、報酬（役員給与・退職金の大幅カットを含む。）や役員人事（解任を含む。）に反映させる。</p>

(3) 法人の予算等への反映の公表状況

独立行政法人の業務実績に対する評価の予算等への反映状況については、平成 14 年 7 月 9 日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣（当時）から、独立行政法人の業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映させるとともに、その反映状況を国民に分かりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われた。

これを踏まえた取組例としては、内閣府、文部科学省、国土交通省、環境省及び防衛省の所管する独立行政法人が平成 17 年度業務実績評価の結果を踏まえて、平成 18 年度及び 19 年度の予算等に反映させた事例を公表したところである。